

一般社団法人
全国中小建設業協会
編集発行人 土志田 領司
〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5
URL <http://www.zenchuken.or.jp/>
電話 03(5542)0331(代表) F A X 03(5542)0332

年頭所感



(一社)全国中小建設業協会
会長 松井 守夫

担い手確保・育成の施策実現へ

われわれがこれに応えるとき

今度は、われわれがこれに応えるときと考え、これを逃せば後がないといった気持ちでいるところであり、
とくに本年は担い手3法制定から3年目に入り、これが正しく実行される正念場と想っております。

そのためには、担い手3法および改正品確法の運用指針の趣旨が発注者、とくに都道府県、市町村の末端の担当者まで周知徹底されることが必要不可欠であります。中小建設業界をめぐる情勢は、まだまだ非常に厳しいところでありますが、国土を守る建設業、な

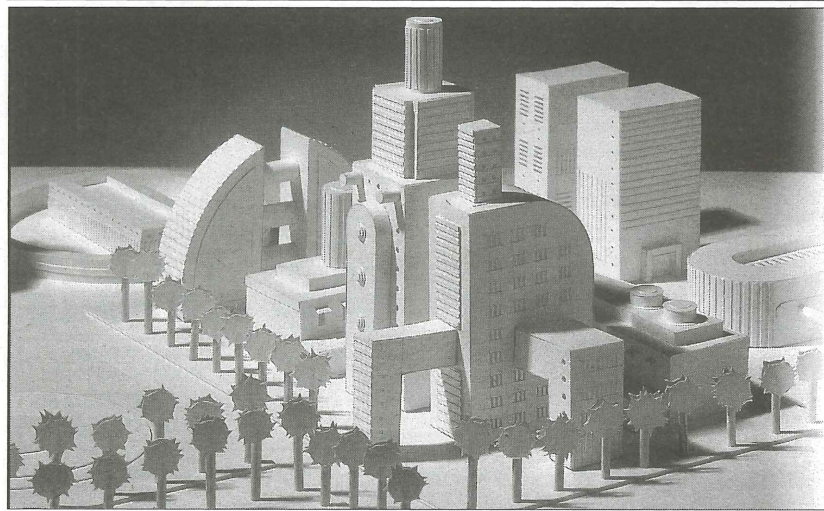
海から昇る初日の出

平成28年の年頭にあたり謹んで「あいさつ」を申し上げます。
会員の皆さま方におかれましては、平素より中小建設業界の健全な発展のため、当協会の活動に對しまして特段のご理解とご協力を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。
地域住民の先頭に立ち 災害復旧・復興に尽力
昨年は、異常気象による台風、大雨、土砂崩れ、竜巻、大雪などによる自然災害が全国各地で頻繁に発生し、尊い命や財産が奪われ、あらためて自然の脅威と環境の変化を思い知らされました。
地元の中小建設業者の方々は、これらの災害が発生した場合、地域住民の先頭に立ち、地方自治体と一体となり、迅速に現場に駆けつけ、命がけで巡視や災害復旧・復興にあたられ、また、建設資材

の調達や労働力の確保など、たいへん苦勞されていることに頭が下がる思いです。
現政権では公共工事の必要性が叫ばれ、国民の生命・財産を守るため、国土強靱化、防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、東日本大震災の復旧・復興に必要なインフラ整備が進められ、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック関連整備などは待ったなしの状況です。
都道府県、市町村の末端まで周知徹底
一方、担い手の人材確保・育成として、社会保険未加入対策、設計労務単価のさらなる引き上げ、改正品確法などの制定(担い手3法)およびその運用指針の策定など多くの施策が実現していることは、われわれ中小建設業にとつてたいへんありがたいことであり、

ブロック別意見交換会 引き続き開催

安定的に持続した
公共事業予算の確保
このようなきこそ一致団結し、災害時にあつては地域住民の安全・安心を守り、また、地域における主要産業として雇用を守り、若者の入職促進や技能・技術の伝承を図るなど「社会に奉仕する力強い地場産業」として、その役割を果たしてまいります。
そのためには、10年以上は安定的に持続した当初公共事業予算の確保、担い手の確保、予定価格の適正な設定、工事発注や施工時期の平準化、歩切りの根絶、ダンピングの排除などが不可欠であります。
また、全中建としては広報の強化、1次下請の社会保険加入、週休2日制度の導入、女性の積極的な活用、適正な労務賃金の支払い、各種団体保険制度の拡充などを推進し、さらに昨年に引き続き、全国の会員団体の会員企業の皆さまより、生の声をうかがうブロック別意見交換会(4回目)を開催してまいります。
夢と希望のもてる 素晴らしい新たな年に 素晴らしい新年に
今後、会員の皆さまとともに政府など関係機関、なかでも中小建設業は都道府県、市町村からの受注が多いことから、地方自治体に対して、これらを引き続き強く要望してまいります。
皆さまにおかれましては、全中建に對しなおいっそうのご支援・ご協力をお願い申し上げます。
最後に、新しい年が夢と希望のもてる素晴らしい年となりますよう、お祈りいたしますとともに、皆さま方のご健勝とさらなるご発展をご祈念申し上げ、新春のあいさついたします。



保証事業を通じて
安全で活力のある社会を創るための
お手伝いをしています



東日本建設業保証株式会社

〒104-8438 東京都中央区築地5-5-12
浜離宮建設プラザ TEL 03-3545-5120
<http://www.ejcs.co.jp/>

営業部 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3551-9511
東京建設会館2F FAX 0120-027-036

支店 新宿・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨・長野・新潟・富山・石川・福井・静岡・愛知・岐阜・三重・大阪

国土交通大臣 石井 啓一



平成28年の新春を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

さて、昨年も9月の関東・東北豪雨など多くの自然災害が発生しました。これらの災害により犠牲となられた方々に対して謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地の皆様は1日も早く元の暮らしを取り戻していただけるよう、引き続き総力を挙げて取り組んでまいります。

新年のはじまりに当たって

東日本大震災の被災地では復興への確かな歩みが見られますが、今なお多くの方々が避難生活を続けております。今年3月には震災から5年が経過し、4月からは「復興・創生期間」という新しいステージが始まります。復興の一段の加速化を図り、「実感できる復興」へとしっかりと取り組んでまいります。

私は、今年を「生産性革命元年」とし、国土交通省の総力を挙げて、生産性革命に向けた取り組みを進めたいと考えています。

「生産性革命元年」へ総力を挙げる

私は、今年を「生産性革命元年」とし、国土交通省の総力を挙げて、生産性革命に向けた取り組みを進めたいと考えています。

昨年は、残念ながら国民の皆様が身近なところで安全・安心を脅かした信頼を損なうような事件が起きました。

建設工事の関連では、免震ゴム、基礎固め工事、落橋防止装置の溶接といった分野で次々と問題が明らかになりました。いずれも原因の究明、再発防止策の検討を急ぎ進め、今年には対策を着実に実行し、国民の不安を払しょくし、建築物の安

2級技術検定
17歳以上が受験可

政府は平成27年12月11日、改正建設業法にもとづいて業種区分に解体工事業を追加する規定の28年6月1日施行、全種目の2級技術検定の学科試験について28年4月1日から高校2年生(17歳相当)で受験可能にする措置を定めた政令案を閣議決定した。ただし、予定されていた技術者配置に関する金額要件の緩和は、基礎杭工事問題を受けて再検討することとした。

解体工事業については施行日が決まり、許可申請は28年6月1日から開始される。なお、解体工技術者の資格要件や経過措置などを定めた省令や告示が12月16日、公布された。

技術検定は担い手確保・育成の観点から、2級技術検定の学科試験の受験要件を見直す。すべての科目について実務経験なしで学科試験を受けることができる。

試験を受けられるようにする。これにより、高校2年生相当で受験できる。指定学科(工業高校)は現行より1年、指定学科以外は7年の前倒しとなる。

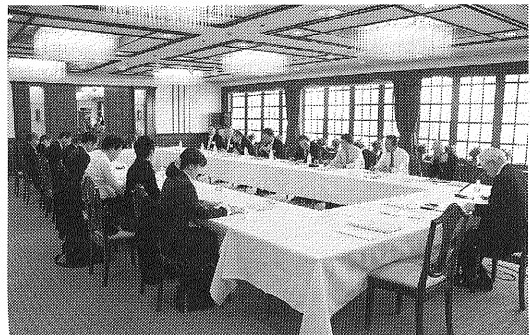
技術者配置に関する金額要件について国土交通省は当初、物価上昇や消費増税などをふまえて、監理技術者の配置を必要とする下請合計金額(現行は土木3000万円、建築4500万円)と、現場への技術者の専任配置を求める請負金額(土木2500万円、建築5000万円)を28年4月1日から引き上げる予定だった。しかし、基礎杭工事をめぐる不正事案が発覚したを受けて、再発防止策を検討している対策委員会や、技術者の役割がテーマになっていることから、その議論の結果をふまえて、金額要件を再検討することとした。

事務局長会議

会員増強で意見交換

災害共済制度の加入促進も

全中建の平成27年度事務局長会議が10月23日、東京・竹橋のKKRホテル東京で開催され、会員の増強、災害共済制度の加入促進について意見交換した。全中建は27年も意見交換会を開催し、運用指針の実施状況を含め、地域の現状や問題点について会員から生の声を聞く機会を設けている。



冒頭、松井守夫会長が「27年は担い手3法元年として品確法の運用指針が発注者に浸透している。国交省の谷脇昭土地・建設部長は、公共事業の増強、工事発注の増強、歩切りの徹底、ダンピングの排除など、中小建設業が悩んでいる事項の改善を重点的に要入会を働きかけている。」と述べた。

平成27年度版 工事歩掛要覧 (土木編⑤)

第I編 総則	第III編 河川	④橋梁等維持修繕工
第II編 共通	①河川海岸工	⑤共同溝工
①土工	②河川維持工	⑥トンネル工
②共通工	③砂防工	⑦道路除雪工
③基礎工	④地すべり防止工	⑧橋梁工
④基礎工	⑤道路工	⑨基礎資料編
⑤コンクリート工	⑥道路付属施設工	参考歩掛編
⑥仮設工	⑦道路維持修繕工	

平成27年度版 工事歩掛要覧 (土木編⑥)

第I編 総則	第VIII編 空港工事
第II編 公園緑地工事	第IX編 土地改良工事
第III編 下水道工事	第X編 森林整備工事
第IV編 電気通信設備工事	第XI編 上下水道工事
第V編 港湾工事	計算実例集
第VI編 漁港漁場関係工事	基礎資料編

2冊セットでお求めいただくと便利です! 最新の積算基準に準拠! 下水道工事の発注者、受注者の積算業務に必携!

下水道工事 積算の実例

改訂24版 下水道工事 積算の実例

【平成27年8月発行】
B5判/本体6,800円+税
●初心者にもわかりやすい!
●実践に役立つ!

下水道工事の積算業務を省力化する

平成27年度版 下水道工事 積算標準単価

【平成27年8月発行】
B5判/本体6,400円+税
●「標準単価システム」ダウンロード権付

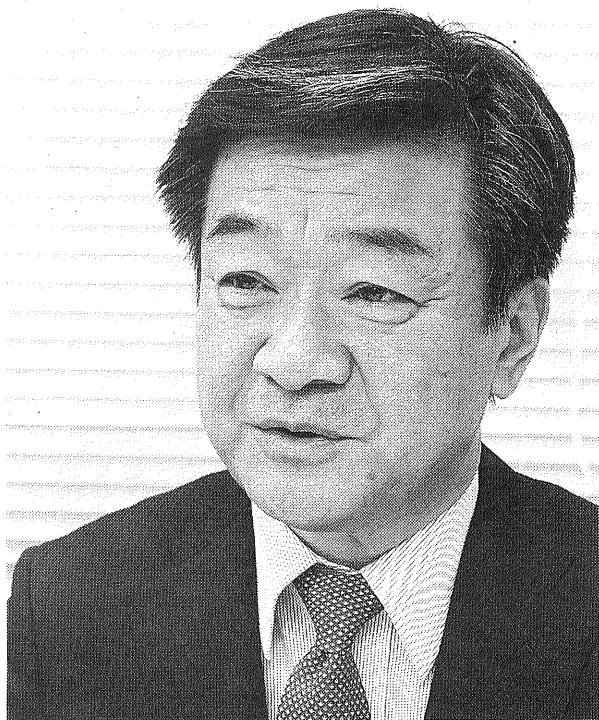
全力を挙げる

改正品確法とその運用指針が本格的に実施されて1年足らず……。それを中心になって推進してきたのが国土交通省技監だった足立敏之氏である。平成28年夏の参議院議員選挙(比例代表)の自由民主党公認候補に認定されたのを受けて、全中建は同氏を推薦することを決定した。松井守夫会長と建設業の進むべき道などについて語ってもらった。司会は土志田領司副会長・広報委員長。

土志田 改正品確法が26年6月に施行され、翌27年4月にはその運用指針が実施に移された。足立さんは、現役の技監としてそれらの施策づくり、執行に携われた。

譲れない使命「国民の信頼」

足立 改正品確法を脇雅史先生、佐藤信秋先生が中心になって、議員立法として制定していただいた。その趣旨に沿って話せば、まず国民に信頼されるインフラを整備すること。これは譲れないわれわれの使命だと思ふ。そのうえで、建設産業の発展を考えなければならぬ。そのためには、インフラ整備の担い手を確保・育成することが必要だし、受注者の適正な利潤の確保も必要だ。このように法律に定められたのはほんとうに画期的なことだし、素晴らしいことだと思ふ。議員立法でなければ、こういう文言は入れられなかった。



元・国土交通省技監
(第24回参議院議員選挙の自民党公認候補)
足立 敏之氏

法律が成立して、実行に移そうとしているときに技監の立場だったわけだから、責任を感じる。せっかくできた法律だから、徹底されることを求めている。そうすることで、各地域により結果が現れることを期待している。これを全国津々浦々まで広めていくことは、私のライフワークだと肝に銘じている。

松井 まず、改正品確法など担い手3法とともに、さまざまな施策を実施していただき、たいへん感謝したい。しかも、担い手3法は野党も賛成して成立したという意味合いは大きい。

われわれ中小建設業は、都道府県や市町村発注の工事に非常に依存している。それにつけても、改正品確法や運用指針の趣旨を都道府県、市町村まで正確に浸透させることが何より重要だ。担い手3法が本格的に運用されてから1年近くたつが、現状をどう見るか。たとえば、ダンピング排除のための最低制限価格などの適切な設定は、重要な課題だと思ふが……。

適正な利潤確保のために

足立 発注者の意識はだいぶ変わってきていることは確かだ。安ければいいという考えではインフラの質の確保はできない。ただ「発注者の責務」がうたわれているが、実際に公共工事の積算を担当している人

施策をフォローアップ、状況公表

に、それが徹底されているか疑問に感じることもある。5年くらいかけて徹底しようなどという声もあるが、急がなければならぬ。施策のフォローアップをしっかりと行い、取り組み状況をどんどん公表していくべきだ。

今回の品確法のポイントは、適正な利潤の確保(予定価格の適正な設定)のほか、入札不調・不落の場合などにおける見積もり徴収、最低制限価格や低入札価格調査基準の設定、計画的な発注、適正な工期設定、適切な設計変更、多様な入札契約制度の導入・活用など多岐にわたる。

なかでも、最低制限価格などが採用され、かつ基準価格が適切な水準に設定されることは、受注者、発注者の双方にとって喜ばしいことである。それによってダンピング受注が排除され、質の高い成果物が得られるのだから、国民の利益にかなう。最終的に国民の利益を考慮することがもっとも大事なことだ。

国の予算が地方をめぐる

松井 改正品確法には「発注者の責務」として、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に確保・育成されるため、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に定めることと定められている。というところは、全中建が以前から強く求めていた歩切りは、法律違反だとされたわけだ。国土交通省の調べでは、歩切りに対していまだ何の手当もしていない市町村が50もある。全中建は現在、まだ歩切りが行われているかを、受注

者の立場から反面調査を行っている。足立 技能労働者と呼ばれる現場で働く人々に、きちんと給料を支払い、休暇を十分にとつてもうつなど、働く環境を整備することを考えなくてはならない。どうしても歩切りは根絶すべきだ。

毎年の公共事業予算も将来を見通せる額を確保する必要がある。前年比1倍以上にならなければ将来が見通せない。それが確保できないと若い人が雇えない。予算の確保について懸命に努力して、継続して若い人が入職してゆく環境をつくる。担い手確保の問題は、そういうことをセットにして進めなければ解決しない。

土志田 まず、毎年度の本予算をきちんと確保し、状況に応じて補正予算を組むといったことが継続して行われる必要がある。足立 本予算と補正予算をバランスよく手当てする必要がある。多くの方が十分に存じないことだが、国の公共事業予算の使途の内訳は、道路が22%、河川が14%、一方、まちづくりに33%、住宅に9%が充てられている。というところは、国の予算がきちんとは確保されれば、全国の市町村のまちづくり、住宅整備に国の補助事業として予算が回ることになる。同時に、みなさん中小建設業の仕事も確保される。

各地を歩いて回っていると、災害に襲われた地域以外では発注が遅れるとともに、全体のボリュームも十分でないという切実な声を聞く。とくに東北の日本海側の3県、北海道、九州、四国でそれが目立つ。実際にそれらの地域では生コン、セメント2次製品の出荷量が低迷している。

あだち・としゆき

経歴：昭和29年5月20日兵庫県西宮市生まれ。48年和歌山県立桐蔭高校卒業、52年京都大学工学部交通土木工学科卒、54年京都大学大学院修士課程修了。54年建設省(現・国土交通省)入省、兵庫県庁に出向後、東北地方建設局企画部、同局玉川ダム工事事務局、関東地方建設局宮ヶ瀬ダム工事事務所長などを経て、平成14年内閣官房参事官(安全保障・危機管理担当)、15年近畿地方整備局企画部長、18年河川局河川計画課長、21年四国地方整備局長、23年中部地方整備局長、24年水管理・国土保全局長、25年技監に就任、26年国土交通省を退職。28年夏の参議院議員選挙の自民党公認候補

取り組んだ主なこと：「改正品確法とその運用方針の施行」「南海トラフ巨大地震、首都直下地震や地球温暖化にともなう水害土砂災害など大規模災害に関する国の対策計画の策定」「国土交通省テック・フォース(緊急災害対策派遣隊)の創設」「近畿自動車道紀勢線、北近畿豊岡自動車、四国8の字ネットワーク、東海環状自動車道、伊豆縦貫自動車道などの整備促進」

趣味：旅、山歩き、写真、テニス
愛読書：司馬遼太郎「坂の上の雲」「街道をゆく」

全中建 会員企業の皆さまのための保険

あんしん工事保険制度は毎月中途加入が可能です!!

土木工事・建設工事(建築工事)の

**工事対象物にかかわる
リスクを補償します。**

工事に必要とされる保険が
ワンストップで手配いただけます!

毎月1日付中途加入(前月15日
申込締切)
(保険期間:2015年4月1日~1年間)

見積りのご請求だけでもOK! まずはお試しください!!

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第一公務第一課および現地営業課支社
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL:03-3515-4122 FAX:03-3515-4123

会員のための福祉制度

全中建災害共済制度

安い掛金で大きな保障が得られ、24時間保障です。

○例えば、次のようなケースで実際に入院給付金をお支払いしております。

- (例) ・自転車で転んでケガをして入院した。
- ・自宅で作業中に誤って指をケガして入院した。
- ・学校の運動会で転倒して入院した。
- ・休日に歩行中、オートバイに接触しケガをして入院した。

本制度のお問い合わせは全中建事務局まで。

TEL.03-5542-0331

朝日生命

新春対談

建設産業再生へ

(一社)全国中小建設業協会
会長 松井 守夫



(一社)全国中小建設業協会
副会長・広報委員長
土志田 領司



景気の息切れに補正予算

足立 自公が政権を握ってから、比較的大型の補正予算が組まれたが、その後、それが継続しなくなった。せっかくアベノミクスで10兆円規模の補正予算によって好転した景気が息切れしている。継続的に予算が手当てされないと、効果は発揮されない。したがって、27年度の補正は絶対に必要だ。やらなければならない公共事業は数多い。決して、ばらまきではない。全国に点在する高速道路のミッシングリンク、パッシブワークのように補修された地域の道路、河道内に樹木が生い茂った河川など、数えあげたら切りがない。建設産業も先が見えなければ、雇用や設備投資、技術開発に消極的にならざるを得ない。これらはすべて

補正予算で手当てする必要がある。松井 それにはまず、28年度の予算の確保が必要だと考える。ここ2年連続して予算がプラスだったから、ここでマイナスになったら、やっと明るい兆しが見えてきたのに、これに水を差すことになる。是非でも前年比増の本予算を獲得しなければならぬ。ご指摘のとおり、地方は事業量が減っており、このままでは経営が成り立たない。本予算成立後、重ねて大型の補正予算を関係者に要望したい。

国内には整備、補修しなければならないインフラがまだまだたくさん存在しており、公共事業予算の確保が不可欠だ。

本来のストック効果に期待

足立 20世紀末から21世紀初頭にかけて、日本が公共事業予算をほぼ半減させた間、フランスとイタリアは1・5倍、アメリカは2倍、イギリスは3倍に増やしている。イギリスの国土は日本の3分の2であるにもかかわらず、高速道路の延長は1・2万キロ、日本は1万キロ。日本は山が多いので、地域間をしっかりとつなぐなくてはならない。

たとえば、首都圏の3環状道路ができあがった次は何をするか考えていたはずだ。リニアも大阪が終点でいいの。日本の今後を考えると、それでいいはずがない。本来、社会資本整備はストック効果を期待して行うのであって、それが結果としてフロー効果につながっていく。今後も国土の強靱化や国民の安全・安心のための施策の重要性を訴えていきたい。

先日、北陸新幹線に乗り、インフラが整備されると地域が元気になることを実感した。新幹線や高速道路などでネットワークを築くことが地方創生、地域の活性化において役に立つ。また、高速道路を例にとると、警備道や上信越道、東海北陸道は北陸管内に入ると2車線になる。地域から4車線の要望が多く、高速道路は4車線という基準も存在するにもかかわらず、1日の交通量が足りないため、2車線のまま。積雪地域の高速道路の4車線は、それ以外の地域とは全く違う意味をもつ。

地場の中小建設業が元気生み出す

土志田 平成23年の東日本大震災に始まり、27年の関東・東北豪雨まで、最近は大災害に見舞われることが多い日本列島だが、その対応もおろそかにできない。

建設業にもっと光を当てる

足立 台風や豪雨は、地球温暖化による気候の激甚化のなかで、避けられない災害だ。防災・減災対策にはソフトとハードのベスコミックスが肝要だ。防災計画の立案や避難訓練の実施のほか、たとえば電気・機械設備は水に浸からない高いところに設置することなどがソフトの対策。ハードの対策は、粘り強い堤防の整備、建物の耐震化、避難路や避難地の確保など。ソフトとハードの両面がうまくかみ合って初めて、国土の強靱化が実現する。

松井 国土省に在籍中、テック・フォース(緊急災害対策派遣隊)を創設した。

足立 16年の台風23号のとき、近畿地方整備局の職員と地場の建設業のみなさんに5日間、切れた堤防の復旧にあたってもらった。そのとき、現場代理人の方は自らの家が浸水しているにもかかわらず、復旧活動を優先していただいた。そういう姿を目のあたりにして、河川計画課長だった20年に、警察や消防などの活動を参考にしながら、全国的な緊急災害対策の派遣体制を整備しようと計画し始めたのがテック・フォースだ。

一方、警察や消防、自衛隊に比べて、残念ながら建設業の社会貢献に対する一般の理解はまだ十分ではない。堤防が決壊しても水防団や自衛隊が直してくれるわけでもない。そういうあたりを理解してもらい、建設業が存在しないと国民全員が困るという認識を得る。そういう意味で、建設業にもっと光が当たっている。建設業や建設コンサルなど建設産業全体の動きにしていきたい。そうすれば、地域における建設産業の役割について身に沁みて感じてもらえるようになるだろう。

建設産業なくして、災害復旧・復興は成り立たない。政治の世界では脇先生、佐藤先生以外に建設産業の社会貢献について発言する人は存在しない。そういう発信を積極的に行っていく。

土志田 われわれ中小建設業に対する期待をつかいたい。

足立 インフラ整備、地方創生、災害対策、冬の除雪などほんとうによくやっていただいている。地域で重要な役割を担う地場の中小建設業が健全になつてもらわないと、地域は衰退する。そのためには、継続した公共事業予算がぜひとも必要だ。

松井 さまざまな有効な施策を展開していただき、重ねてお礼を申し上げたい。われわれもこれが最後のチャンスだという覚悟で取り組みたい。技能労働者の高齢化対策、若年入職者の減少問題、労働者の処遇改善、発注・施工時期の平準化などによる生産性向上など課題は数多い。その解決に向け、官民が一体になって事に当たりたい。

地域でチャンスを生かすとき

足立 適正な工期設定と発注の平準化は同時に進める必要がある。無理な工期だと、施工現場にどうしても無理を強いことになる。積雪寒冷地では早期に発注しないと間に合わない。いずれにしても、計画的に発注していくことが求められる。「発注者の責務」そのものだ。

若者に建設産業に入ってもらうには、この産業に身を置きたいという環境が必要だ。給料や休日はもちろんのこと、やりがいと満足させるプロジェクトがあることが重要だと思う。夢がないところに人は来ない。担い手確保・育成には、そういう環境づくりを考えなくてはならない。これも官民が協力して進めなければならない課題だ。

現在、国土のグランドデザインというべき国土形成計画が議論されている。国土強靱化法もできた。中小建設業にとってもチャンスが来ている。みなさんも、それぞれの地域でさまざまな産業の方々と一緒にネットワークを組み、このチャンスを生かしてほしい。私も地場の中小建設業が元気になるよう努力したい。

土志田 ありがとうございます。建設業が健全な経営を維持し、発展できるように支援くださることをお願いしたい。

平成28年度
1級 建築及び電気工事施工管理技術検定学科・実地試験

インターネット受付期間 平成28年2月5日(金)～2月19日(金)
(インターネット申込は、再受験者及び前年度学科合格者のみとなります。)

書面受付期間 平成28年2月5日(金)～2月19日(金)

◎基金ホームページ: <http://www.fcip-shiken.jp/>

- ◆学科試験日 平成28年6月12日(日)
- ◆実地試験日 平成28年10月16日(日)
- ◆試験地 札幌・仙台・東京・新潟・名古屋・大阪・広島・高松・福岡・沖縄
- ◆申込用紙 平成28年1月22日(金)から販売します。
(申込用紙は、各建設弘済会(協会)など取扱窓口のほか、基金ホームページからも購入できます。)

国土交通大臣指定試験機関 一般財団法人 建設業振興基金 試験研修本部
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL 03(5473)1581 [代表]

建築施工管理技士 老舗王道の 地域開発研究所の図書&講習会!

▼平成28年度受験講習会(全中建協賛)▼

建築施工管理技士講習会 実施日程	土木施工管理技士講習会 実施日程
1級(学科) 4～5月	1級(学科) 5～6月
1級(実地) 8～9月	1級(実地) 9月
2級(学科・実地) 9～10月	2級(学科・実地) 8～9月

1級/2級 建築 施工管理技術検定試験 問題解説集録版 2016年版
1級 新発売! 2級 H28.4月発行予定
1級 新発売! 2級 H28.2月発行予定

1級/2級 土木 施工管理技術検定試験 問題解説集録版 2016年版
1級 新発売! 2級 H28.2月発行予定
1級 新発売! 2級 H28.2月発行予定

上記図書その他、受験関連図書を多数発行しています! 詳しくは当研究所HPへ!
一般財団法人 地域開発研究所 〒112-0014 東京都文京区関口1-47-12 江戸川橋ビル TEL 03-3235-3601
詳しくはHPへ⇒⇒ <http://www.ias.or.jp> スマホアプリも出しています!

第3回全国ブロック別意見交換会

東京都中小建設業協会、全中建南多摩と意見交換

受注者を悩ます
参考内訳書

関東地区(東京)

全国中小建設業協会が地方会員の意見や声を聞き、行政に反映することを目的に行われる第3回全国ブロック別意見交換会が平成27年10月26日の関東地区(東京)から12月8日の近畿地区(大阪)まで7地区10会場で開催された。本部からは正副会長、専務理事、各地の団体会員からは多数の幹部、

国土交通省からは本省の建設業課、地方整備局建設部に加え、新たに地方整備局企画部の担当官も出席した。各地区ともさまざまな意見などが出され、国交省などと活発な意見交換が行われた。また、押川専務理事から品確法運用指針の実施状況に関するアンケート調査への協力を要請した。

全国7地区10会場で開催



の4～5月は発注が低調な状態だ。平準化への取り組みについて都道府県を対象に調査したところ、たとえば東京都は、工期12カ月未満の工事でも債務負担行為を活用して年度をまたいで施工している。こうした柔軟な対応を広げることが大切なので今後は平準化確保に力を入れた」と述べた。

歩切りについては、27年7月の調査結果をふまえて、「178の地方自治体のうち、まだ50の自治体が見直しに向けて対応を検討など」と回答し、廃止を明確にしないので、これらの自治体とは個別に対応することも含め、27年度中に歩切り根絶の道筋をつけた」と語った。

また、多様な入札契約方式として若手技術者の技術力向上、技術伝承を目的とした若手技術者活用評価型、直轄工事の施工実績のない企業に参加機会を与えるための自治体実績評価型、技術提案チャレンジ型総合評価型落札方式、女性技術者登用方式などを試行した。

現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者の配置を入札参加要件とする女性技術者登用方式は、茨城県の護岸工事で採用。同調整官は「この現場を見て感心したのは、現場内の整理整頓が行き届いていたこと。それが結果的に品質にもつながっていた。27年度も数件試行する」と述べた。

27年度の新規取り組みとして、技術提案交渉方式、技術者育成型、地域防災担い手確保型、技術提案の手間を省く成績評定重視型、技術提案簡易評価型の入札契約方式を実施する。このほか、受注者が解決すべきことを工程表に入れ、責任分担を明確化した工程表を受注者間で共有し、施工に役立てる試みを27年度に数件試行する。

最後に同調整官は、工事事故が多発しているとして、事故防止に万全を期すよう求めた。

下岡調整官は、社会保険未加入対策の説明で、都市部は建築工事が多いため、社会保険加入状況が比較的悪くなっている点を指摘した。また、「社会保険未加入対策の前倒し」として、28年1月以降に更新期限を迎える未加入の建設業許可業者に、27年11月に事前加入指導通知を送付し、それから6カ月以上経過しても未加入の場合は、ただちに社会保険部局などに通報する場合もあると語り、関係先に周知徹底することを求めた。

このあと、意見交換に移り、協会側から、建築工事で一般的に行われている参考内訳書の取り扱い、提出書類の簡素化、施工パッケージ型積算方式の改善、労務単価の引き上げなどを求める意見が出された。

関東地区東京会場の全国ブロック別意見交換会は平成27年10月26日、東京・銀座のコートヤード・マリオット銀座東武ホテルで東京都中小建設業協会(豊田副会長)、全中建南多摩(若林副会長)との間で行われた。全中建本部からは小野徹、豊田剛副会長と押川太典専務理事、両団体から幹部12名、国土交通省からは建設業課の三浦逸広入札制度企画指導室長、関東地方整備局企画部の浅古勝久技術開発調整官、建設部の下岡壽建設産業調整官が出席した。



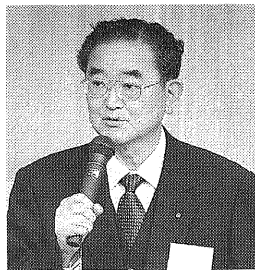
三浦室長



浅古調整官



下岡調整官



小野副会長



豊田副会長

同日は冒頭に小野副会長が「鬼怒川の堤防が決壊した。これはインフラ整備がまだ不十分で、『コンクリートから人へ』は間違いというメッセージだった。また、基礎杭の問題が発生したが、中小企業にとっても品質は命、こつたことが起こらないように気を引き締める必要がある。歩切りの撤廃、施工パッケージ型積算方式の改善、公共工事における創業10年未満の新規中小企業への慎重な取り扱いなど全中建の活動は成果をあげている。これからも地域住民の先頭に立って安全・安心を守り、地域における主要産業として雇用を守るなど『社会に奉仕する力強い地場産業』としての

役割を果たしていく」とあいさつした。

続いて、若林全中建南多摩会長が「東京都の工事は、この2年ほど増えている。そのなかでわれわれの課題は、新規入職者の確保である。さまざまな努力を続けているが、成果があがっていない。国交省が労務単価を引き上げ、自治体もそれを見習った。国交省が決めた自治体は動いてくれない」と述べた。

建設業の現状、担い手3法の運用状況、担い手確保・育成への取り組みについて述べた。

そのなかで同室長は、品確法の運用指針のポイントとなっている施工時期などの平準化、歩切りの根絶、ダンピング防止について次のように述べた。

平準化については「民間工事に比べて公共工事の工事量の山と谷の偏りが大きく、年度初め

の4～5月は発注が低調な状態だ。平準化への取り組みについて都道府県を対象に調査したところ、たとえば東京都は、工期12カ月未満の工事でも債務負担行為を活用して年度をまたいで施工している。こうした柔軟な対応を広げることが大切なので今後は平準化確保に力を入れた」と述べた。

歩切りについては、27年7月の調査結果をふまえて、「178の地方自治体のうち、まだ50の自治体が見直しに向けて対応を検討など」と回答し、廃止を明確にしないので、これらの自治体とは個別に対応することも含め、27年度中に歩切り根絶の道筋をつけた」と語った。

また、多様な入札契約方式として若手技術者の技術力向上、技術伝承を目的とした若手技術者活用評価型、直轄工事の施工実績のない企業に参加機会を与えるための自治体実績評価型、技術提案チャレンジ型総合評価型落札方式、女性技術者登用方式などを試行した。

このうち、監理(主任)技術者、

生の声を行政に

適正な利潤の確保の観点から疑問

都中建 平準化は担い手の確保にもつながる。都の工事は秋が発注のピークだ。8000万、1億円の工事であれば工期が80日程度になり、工期が年度末ならば無理な発注だ。早期発注や繰り越しの措置をとって、余裕のある工期にしてほしい。

入札が不調に終わると、発注者から4月になったら受けてくれるかといわれる。内容を見直したうえで発注であれば理解できるが、4月になると仕事がなくなると思ってしまうのかもしれない。適正な利潤の確保という観点から発注者の姿勢に疑問を感じる。

室長 平準化を図るには発注を前倒しする方法、年度をまたいで後ろ倒しする方法がある。都道府県のなかには債務負担行為などを活用して柔軟に対応しているところがある。

技術開発調整官 直轄工事でも平準化の確保は重要な課題となっている。平準化は無駄を省くだけでなく、生産性の向上にも寄与する。早期発注、繰り越し措置、国庫債務負担行為を活用して施工時期、納期の平準化を図る。

4月になっても仕事を受けたくないというのは、発注内容が変わらないままでは採算性が悪いから、競争に参加しないというところだろう。現場条件にあわせて通常の積算であわないう思われる工事では、見積もりを直接徴収するか、妥当性を確認して積算する仕組みがあるので活用していく。

週休2日制を実施したいが、作業員がほとんどに休める環境にあるのか分からない面がある。どのような状況か。都中建 週休2日制の導入は難しいと思う。都水道局工事の場合、現場の作業は月曜日から金曜日とし、土曜日は休日という工程だが、実際は現場が休んでも書類づくりにあてられている。ほかの局では週休2日制を採用していない。また、普通、工期は落札日から始まるが、水道局工事の工期は着工日から設定される。準備工の期間は不透明だが、着工日からの工期設定だと、月曜日から金曜日の施工でもあわてることは少ない。

全中 都建多摩 市町村の工事の半分以上は補助事業だ。そのため、3月には会計監査を受けることになる。そのため、3月末までに工事を終わらせることを求められる。この点をクリアしないと、市町村工事での平準化は確保できない。

1・5億円程度の建築工事の場合、設計書50枚、内訳書50枚程度の書類が発注者から渡される。その際、発注者からは、数量を適正に判断して見積もり、応札してほしい。内訳書に記載した数量はあくまでも参考という。50枚もの図書を読み込んで2・3週間て応札するのはむずかしいので、結局、参考内訳書の数量で積算して応札することになる。その際に違算があっても、承認したうえで落札したのだから、変更は認められないといわれる。参考内訳書による発注の仕方がいいのかどうか。

室長 現在の運用について、改善の余地があれば検討したい。技術開発調整官 その話は発注者協議会の場で、県から聞いている。直轄工事では数量総括表を出している。要は発注者のミ

ス防止、数量に間違いがないようにするのが第一だと考えている。

都中建 5000万円規模の工事の見積もり期間は15日程度だと思いが、参考内訳書を付したことで、ぎりぎりの期間になってしまふ。責任ののりもて見積もりができるように余裕をもたせてほしい。

南多摩 過大積算による減額が行われても、一式計上で項目が分らないので、どこが減らされたのか分からない。総価契約ではないかといっても、減額される。一方、増額する部分が出て、相殺するよう申し入れても、増額部分はみてくれない。数量の違いによる変更は認めないといわれる。増額を認めてもらえようにならないか。

歩切りはなくなった。施工パッケージ型積算が採用されたが、歩掛りが安くなり、都市部では5%程度下がった工事が多くなった。

地元協議を終えたうえで発注を

技術開発調整官 一式計上で内訳の見えない部分の変更はむずかしい。条件明示を徹底していく。自治体にも改定した設計変更ガイドラインを示して情報提供していく。

施工パッケージ型積算は条件によってどういう率にするのが適切か、工夫しながらやっていく必要があると思っている。問題点として認識している。

都中建 基礎杭の問題がさかんにマスコミで取り上げられている。建設業の信用にかかわる問題で、われわれにも問い合わなければならない。発注者にどういった基礎工事をしたのか書類で説明している。報道内容を見ていると、国民の疑心暗鬼を助長するよう

な報道が多い。報道の抑制を図ってほしい。

室長 報道では大きく報じられているが、事実関係の把握が重要である。

都中建 仕事を受注しても着工できない工事がある。地元協議を終えたうえで発注を心がけてほしい。労務単価をさらに引き上げてほしい。現在のままの単価では休日を増やせない。週休2日制のためにも引き上げが必要だ。

書類の簡素化を図ってほしい。現場で仕事をしながら設計変更に対応するのは厳しい状況にある。若手を対象とした研修会の開催がありがたい。日々の仕事に追われ、基本に立ち戻っての技能の訓練はできないので、技能労働者が希望をもって仕事に取り組めるよう、活用していきたい。

技術開発調整官 受・発注者間の工程共有を26年度に3件の工事を実施した。27年度は対象件数を拡大して、小規模工事でも行いたいと考えている。

地元協議の終了予定時期などの条件を特記仕様書に記載することを始めている。賃金のアップは労務単価の引き上げだけでなく、生産性を上げ、利潤を得ることもできる。

書類については減らしているつもりだ。これ以上何を減らせばいいのかつかみかねている。現場に聞くと、品質管理のために必要な書類ばかりで、多いとは思わないとの声もある。二重納品になっているとか、変更の際に、現場の状況を説明するために、多くの書類を作成していることも考えられる。不要な書類の提出を求めないよう現場を指導していく。受注者も協力してほしい。

建設産業調整官 入職促進とと

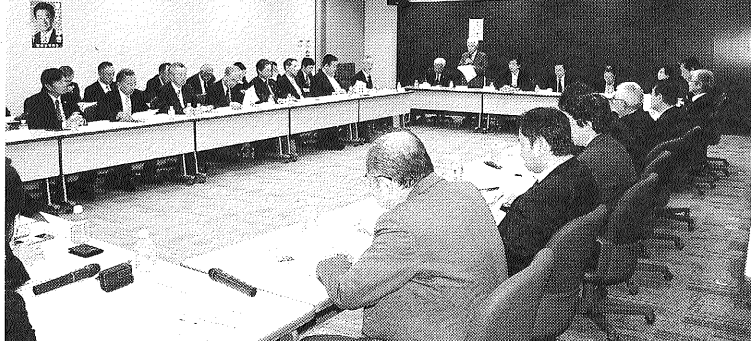
中部地区の全国ブロック別意見交換会は平成27年10月28日、

愛知県土木研究会、愛知県建築技術研究会、愛知県舗装技術研究会と意見交換

最低制限基準価格の引き上げを

中部地区

名古屋市の愛知県土木会館で、愛知県土木研究会(朝日啓夫会長)、愛知県建築技術研究会(水野恒平会長)、愛知県舗装技術研究会(川中喜雄会長)との間で開かれた。



中部地区の全国ブロック別意見交換会

設計上のミスを防ぐために設計事務所を評価する制度を設けることが必要ではないか。評価を受けるという緊張感がないと、ミスはなくなる。小規模工事では施工場所が狭く、水流が激しい河川工事など積算のむずかしい工事では、概算発注して工事終了後に実費精算する方式を採用できないか。工期延長した場合の設計変更の計算式を教えてください。

技術開発調整官 いくつかの現場では電子情報でやり取りをしている。役所のなかでは電子決裁を採用している。受・発注者間の電子決裁はむずかしいと思う。責任ある判断が求められる。南多摩 天候による設計変更は

設計上のミスを防ぐために設計事務所を評価する制度を設けることが必要ではないか。評価を受けるという緊張感がないと、ミスはなくなる。小規模工事では施工場所が狭く、水流が激しい河川工事など積算のむずかしい工事では、概算発注して工事終了後に実費精算する方式を採用できないか。工期延長した場合の設計変更の計算式を教えてください。

設計上のミスを防ぐために設計事務所を評価する制度を設けることが必要ではないか。評価を受けるという緊張感がないと、ミスはなくなる。小規模工事では施工場所が狭く、水流が激しい河川工事など積算のむずかしい工事では、概算発注して工事終了後に実費精算する方式を採用できないか。工期延長した場合の設計変更の計算式を教えてください。

同日は冒頭、松井会長が「歩切りの撤廃、施工パッケージ型積算の改善など全中建の要望した事項のいくつかが実を結びつつある。27年10月6日には国交省へ継続した公共事業予算の確保、工事発注の平準化、歩切り撤廃の徹底、品確法運用指針の適正な運用などを要望した。これからは『社会に奉仕する力強い地場産業』としての役割を果たしていく」とあいさつした。

中小発展には発注者の理解が不可欠

続いて、朝日会長が「土木研究会の会員数は320社、建築技術協会が250社、舗装技術研究会が70社程度で、この3団体で県内の中小建設業者をほぼ網羅している。ほとんどの企業は公共事業で生計を立てており、厳しい経営環境のなかで頑張り生き抜いてきた。中小企業が健全に発展するには、企業努力だけでなく、発注者の理解がないとむずかしい。中小建設業の声を聞いて、問題の解決にあたってほしい」と述べた。

第3回全国ブロック別意見交換会



松井会長

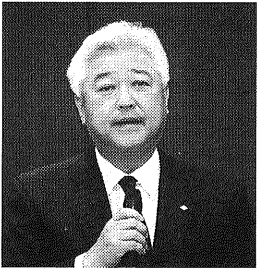
このあと、三浦入札制度企画指導室長が建設業の現状と課題を説明した。そのなかで、国交省の社会資本整備に対する基本方針、建設業の現状、品確法運用方針の実施状況、担い手の確保・育成対策について述べた。

このうち、担い手の確保・育成に向けた動きとして、社会保険への加入状況にふれ、中部地区は全国平均を上回る加入率になっていることを示したうえで、29年度までに許可業者は100%、労働者別では製造業並みの加入を目指すとした。

また、27年8月からすべての直轄工事で1次下請は社会保険の加入企業に限定する措置を講じたことを説明した。

さらに、イギリスのCCSCカード(建設認証制度)を紹介した。このカードは国家基準にもとづく建設技能労働者の技能レベルや現場で安全に作業するために必要な知識を有していることを証明するもの。技能レベルに応じてカードの色が異なる。

また、27年度の試行工事として完全週休2日制工事と環境改善促進工事を実施していることを明らかにした。完全週休2日制工事は、毎週土・日を休日とするので、担い手が長く働きやすい環境をつくることを目的



土志田副会長

る。このカードによって現場への入退場管理、従事する業務に必要な資格の確認、給与支払いのための労働時間管理などに利用される。

同室長は、先行事例として検討し、日本でも技能労働者のためになる制度になるのであれば、こうした制度の検討を進めていくことも有効な方法ではないかと語った。

中部地方整備局企画部の小林総括技術検査官は、品確法運用方針の実施に向け、地方自治体を支援するため、工事事務所に相談窓口を設置したこと、受注者からの相談に応じるホームページを設けたことを紹介し、問題があれば匿名でも対応するので活用してほしいと語った。

また、27年度の試行工事として完全週休2日制工事と環境改善促進工事を実施していることを明らかにした。完全週休2日制工事は、毎週土・日を休日とするので、担い手が長く働きやすい環境をつくることを目的

として、27年度の試行工事として完全週休2日制工事と環境改善促進工事を実施していることを明らかにした。完全週休2日制工事は、毎週土・日を休日とするので、担い手が長く働きやすい環境をつくることを目的

にしている。任意選択制で、この方式を選択した入札参加者の評価を高くし、完成後は休日の取得率を工事成績評価に反映する。

環境改善促進工事は、現場内に男女別トイレを設置するもの。女性技術者が働く現場、現場見学会実施予定の現場などが対象になる。

4分の1に削減

確認検査書類

さらに、工事書類の簡素化への取り組みも紹介した。6億円程度の工事では確認検査のために持ち込まれた書類の量は、約4・1メートルに達した。検査の見栄えをよくするためインデックスを貼るなど過剰と思われる書類が廃止され、さらに電子書類と紙書類の二重提出の防止、施工管理や出来高、品質を証明する以外の書類は、同総括技術検査官と監督職員による重複確認などを行ったところ、1メートルまで書類の量を削減できたという。こうしたことから同局では、27年9月から12月に完成予定の工事では書類簡素化を試行、その結果を検証して、28年度から本格実施するための対応策を検討するとした。

また、27年度の試行工事として完全週休2日制工事と環境改善促進工事を実施していることを明らかにした。完全週休2日制工事は、毎週土・日を休日とするので、担い手が長く働きやすい環境をつくることを目的

として、27年度の試行工事として完全週休2日制工事と環境改善促進工事を実施していることを明らかにした。完全週休2日制工事は、毎週土・日を休日とするので、担い手が長く働きやすい環境をつくることを目的

として、27年度の試行工事として完全週休2日制工事と環境改善促進工事を実施していることを明らかにした。完全週休2日制工事は、毎週土・日を休日とするので、担い手が長く働きやすい環境をつくることを目的

最後に同総括技術検査官は、27年度の工事事故は前年度に比べ減少しているものの、まだ発生件数が多いとして事故防止に万全を期すよう要請した。

建設部の相部建設産業課長は、中部地方整備局として実施している「中部建設現場レポート」について3カ月前に比

意見交換の要旨は次のとおり。

新3K——給与、

休暇、勤務地

愛知県土木研究会 とくに地方自治体の工事では、低価格の入札が多い。そのため、中小建設業は1・2%の利益率しかあげられない。それ以下の数字の業者も多い。公契連モデルの最低制限価格の基準は予定価格の78・89%に設定されていると思うが、これでは低い。全中建としては95%への設定を要望している。公契連モデルの基準を引き上げるよう指導してほしい。

室長 公契連モデルの基準と同率に設定している自治体が21自治体、それを上回る率の自治体が17自治体となっており、自治体は柔軟に基準価格を設定している。基準価格を引き上げると予定価格との幅が狭くなり、競争入札の考えからは懸念もある。幅の設定のあり方はむしろ課題である。

愛知県建築技術研究会 提出書類が多く、現場監督は寝ないで作成にあたっていているのが実情だ。そのため、会社を辞めるのではないかと危機感をもっている。国が自治体を指導して書類を少なくしてほしい。週休2日制は、事務部門での採用は可能だが、現場実態とはギャップが大きすぎて、採用に踏み切れない。女性技術者の採用・

活用についても準備を進めたいと思っている。

室長 50・60代の技術者、技能労働者が退職していくなかで、若者や女性が入職してこない。今後、公共工事が出ても消化できないおそれがある。社会保険に加入しない企業には学校も求人票を出してくれず、若者も業界に入ってくれない。これまで担い手確保の政策は手薄な面があったが、いまそれに着手しないと先行きが見通せない。実施すべきことは分かっているが、あとはいつまでにやるかが課題である。

企画部 「新3K」といわれる給与、休暇、勤務地が、若者入職の重要要件とされるが、こうしたことに目を向けることが大切だ。書類については現場と発注者が一体となって、負担を減らすことが課題だ。

土木研究会 老朽化した施設の更新など小規模で特殊な工事は普通の単価では採算が合わないことがある。最低制限価格の基準を引き上げ、競争の幅を狭くするのはいいか、悪いのかという指摘があったが、予定価格の上限拘束性は撤廃できないのか。

室長 会計法は、発注者がきちんと積算して予定価格を決め、そのもとで入札者が競争性を発揮するという考えで組み立てられている。予定価格を超えることは制度として想定されていない。

「建設業夢を形にする世界」(DVD)、中学、高校への出前講座などを紹介した。

このうち現場レポートには、管内4県の180社から景況感(受注状況)、技能労働者の不足感、技能労働者の労務費相当額などについて3カ月前に比

活用についても準備を進めたいと思っている。

室長 50・60代の技術者、技能労働者が退職していくなかで、若者や女性が入職してこない。今後、公共工事が出ても消化できないおそれがある。社会保険に加入しない企業には学校も求人票を出してくれず、若者も業界に入ってくれない。これまで担い手確保の政策は手薄な面があったが、いまそれに着手しないと先行きが見通せない。実施すべきことは分かっているが、あとはいつまでにやるかが課題である。

企画部 「新3K」といわれる給与、休暇、勤務地が、若者入職の重要要件とされるが、こうしたことに目を向けることが大切だ。書類については現場と発注者が一体となって、負担を減らすことが課題だ。

土木研究会 老朽化した施設の更新など小規模で特殊な工事は普通の単価では採算が合わないことがある。最低制限価格の基準を引き上げ、競争の幅を狭くするのはいいか、悪いのかという指摘があったが、予定価格の上限拘束性は撤廃できないのか。

室長 会計法は、発注者がきちんと積算して予定価格を決め、そのもとで入札者が競争性を発揮するという考えで組み立てられている。予定価格を超えることは制度として想定されていない。

愛知県建設部の場合、5000万円未満の工事では指名入札と一般入札を併用している。全国知事会が職員と業者との癒着、談合問題が発生したとき、指名入札の廃止を申し合わせた。しかし、愛知県は地元業者の育成が重要というところで、5000万円未満の工事は地域の状況を見て、半分程度は指名入札で発注する方針としている。建築工事も同様の扱いをしているが、地域によっては7・8割を指名入札で発注しているところもある。地域の実情が分かっている所長の判断で行っている。対象工事の金額を引き上げることとは考えていない。

28年4月1日から、県でも1次下請から社会保険未加入者を排除すると本日(27年10月28日)発表した。

土木研究会 施工経験があっても1・2級施工管理技士の検定試験になかなか合格できない人がいると聞く。自ら進んで建設業に入職し、経験を積んだ人に資格が与えられるように工夫してほしい。

愛知県建築技術研究会 市町村の工事になると、土曜日は住民からうるさいといわれ、仕事ができない。平日も朝9時には仕事を始める、夕方5時には終了せよといわれるなか、標準工期しか与えられず、単価も同じだ。土・日・祝祭日のほかに有給休暇、さらに降雨・降雪の不確定要素もあって休みが多くなる。日給月給の人はいつ働くのか、生活が成り立たない。工期、それに見合った単価についてどの

べ、「良い」「悪い」「普通」の3段階でアンケート調査を行い、その結果を愛知、岐阜、三重、静岡の各県ごとに掲載している。原則3月、6月、9月、12月に発行している。

このほか、人材確保策として、建設企業へ入職希望の学生をい

活用についても準備を進めたいと思っている。

室長 50・60代の技術者、技能労働者が退職していくなかで、若者や女性が入職してこない。今後、公共工事が出ても消化できないおそれがある。社会保険に加入しない企業には学校も求人票を出してくれず、若者も業界に入ってくれない。これまで担い手確保の政策は手薄な面があったが、いまそれに着手しないと先行きが見通せない。実施すべきことは分かっているが、あとはいつまでにやるかが課題である。

企画部 「新3K」といわれる給与、休暇、勤務地が、若者入職の重要要件とされるが、こうしたことに目を向けることが大切だ。書類については現場と発注者が一体となって、負担を減らすことが課題だ。

土木研究会 老朽化した施設の更新など小規模で特殊な工事は普通の単価では採算が合わないことがある。最低制限価格の基準を引き上げ、競争の幅を狭くするのはいいか、悪いのかという指摘があったが、予定価格の上限拘束性は撤廃できないのか。

室長 会計法は、発注者がきちんと積算して予定価格を決め、そのもとで入札者が競争性を発揮するという考えで組み立てられている。予定価格を超えることは制度として想定されていない。

愛知県建設部の場合、5000万円未満の工事では指名入札と一般入札を併用している。全国知事会が職員と業者との癒着、談合問題が発生したとき、指名入札の廃止を申し合わせた。しかし、愛知県は地元業者の育成が重要というところで、5000万円未満の工事は地域の状況を見て、半分程度は指名入札で発注する方針としている。建築工事も同様の扱いをしているが、地域によっては7・8割を指名入札で発注しているところもある。地域の実情が分かっている所長の判断で行っている。対象工事の金額を引き上げることとは考えていない。

28年4月1日から、県でも1次下請から社会保険未加入者を排除すると本日(27年10月28日)発表した。

土木研究会 施工経験があっても1・2級施工管理技士の検定試験になかなか合格できない人がいると聞く。自ら進んで建設業に入職し、経験を積んだ人に資格が与えられるように工夫してほしい。

愛知県建築技術研究会 市町村の工事になると、土曜日は住民からうるさいといわれ、仕事ができない。平日も朝9時には仕事を始める、夕方5時には終了せよといわれるなか、標準工期しか与えられず、単価も同じだ。土・日・祝祭日のほかに有給休暇、さらに降雨・降雪の不確定要素もあって休みが多くなる。日給月給の人はいつ働くのか、生活が成り立たない。工期、それに見合った単価についてどの

ったん企業に就職させて社員とし、厚生労働省のキャリア形成促進助成金を活用して専門学校に2年間通学させ、土木施工管理技士などの資格取得を目指す制度や、未就職者を建設業に入職させるため、募集から職業訓練、就職斡旋までを一括して行

ようになっているのか。

愛知県 週休2日制の工事を試行しているが、工期設定、単価の問題などがあるのは認識している。やらなければ前に進まないで試行している。作業の制約時間、地元協議で土・日に施工できないければ、条件明示していると思うが、そうならないければ申し出てほしい。課題を洗い出すための試行工事だ。

土志田副会長 この意見交換会は今回で3回目だが、これまでの意見交換会で貴重な意見が多く出された。それを行政に働きかけ、成果のあったものもあるが、成果の表れないものがある。

長い間、中小建設業はもがき苦しんできた。その間に建設業は農業、漁業への転業を、といわれ、淘汰された仲間がいる。東日本大震災で潮目が変わった。地元企業は、いざというときに被災現場に駆けつけて、道路啓開にあたり、地域の安全・安心は中小建設業がいなければ、確保できないことがはっきりしてきた。

また、このままでは建設業が疲弊してしまつたため、関係法令が改正され、担い手3法ができあがった。発注者に法律を守っていただき、受注者が利益を確保できるようにすることを期待している。そのために全中建はやることはしっかり取り組んでいく。

また、このままでは建設業が疲弊してしまつたため、関係法令が改正され、担い手3法ができあがった。発注者に法律を守っていただき、受注者が利益を確保できるようにすることを期待している。そのために全中建はやることはしっかり取り組んでいく。

また、このままでは建設業が疲弊してしまつたため、関係法令が改正され、担い手3法ができあがった。発注者に法律を守っていただき、受注者が利益を確保できるようにすることを期待している。そのために全中建はやることはしっかり取り組んでいく。

また、このままでは建設業が疲弊してしまつたため、関係法令が改正され、担い手3法ができあがった。発注者に法律を守っていただき、受注者が利益を確保できるようにすることを期待している。そのために全中建はやることはしっかり取り組んでいく。

また、このままでは建設業が疲弊してしまつたため、関係法令が改正され、担い手3法ができあがった。発注者に法律を守っていただき、受注者が利益を確保できるようにすることを期待している。そのために全中建はやることはしっかり取り組んでいく。

また、このままでは建設業が疲弊してしまつたため、関係法令が改正され、担い手3法ができあがった。発注者に法律を守っていただき、受注者が利益を確保できるようにすることを期待している。そのために全中建はやることはしっかり取り組んでいく。

生の声を行政に



中道課長補佐



前田会長

九州地区の全国ブロック別意見交換会は平成27年11月4日、鹿児島市の鹿児島県建築協会の議室で、全中建鹿児島(前田正人会長)との間で行われた。全中建本部から小野徹、豊田剛副会長と押川太典専務理事、全中建鹿児島から前田会長はじめ



長濱調整官



足立管理官

は、後継者不足の問題だ。26年も1社、歴史のある有力な企業が後継者難で廃業したと

全中建鹿児島と意見交換
建築工事の
一般管理費引き上げを

九州・沖縄地区

幹部11名、国土交通省から建設業課入札制度企画指導室の中道啓太課長補佐、九州地方整備局企画部の足立辰夫技術調整管理官と建設部の長濱弘樹建設産業調整官が出席した。

会議に先立ち、小野副会長が「2年前に意見交換の場をもったが、この2年間で建設業を取り巻く環境が大きく変わった。改正品確法の運用指針が策定され、今日では目標がはっきり定まって、その実現に向かって意見交換ができるようになった。国交省の皆さんにお礼をいいたい。東京と地方では抱える悩みが違ふと思うが、今日は皆さんの悩みを聞かせてほしい」と述べたあと、全中建の最近の活動状況を報告した。

展望開けず
後継者なく廃業へ

続いて、前田会長が「当協会は会員数が200社足らずで、売上げの9割を建築工事で占める建築主体の会社で構成されている。安倍政権発足以降、県も鹿児島市も工事量が増えている。そのなかで課題となっている。全中建鹿児島 鹿児島県内の工事量はどの程度あるのか。管理官 九州整備局の工事件数は年間1200件程度だが、鹿児島県、市町村の工事はそれよりも多い。建築工事は圧倒的に少ない。

鹿児島 建築工事では、内訳書の数量は参考として渡される。そのため、設計変更が生じても、提示したのは参考だという理由で、発注者は変更に応じてくれない。品確法運用指針のなかで適切な設計変更がうたわれているが、参考内訳書のもとで建築工事の設計変更とは何を指すのか。その場合の金額はどうなる



鹿児島では県、市町村とも歩切りは行っていないと思っ

その場では発注者から受け取った経費はそのまま回してほしいといわれ、支払うようにしている。技術者不足も深刻で、関係団体と一体となって担い手確保に取り組み、魅力ある建設業を目指して頑張っている。全中建には、建設業が未来のある産業になるための活動を展開してほしい」と語った。

すべての発注者が
同じ意識で

このあと、国交省の中道入札制度企画指導室課長補佐が「建設業をめぐる現状と課題」として講演し、社会資本整備に向けた国交省の基本的スタンスのほか、建設業の現状と課題、担い手3法の運用状況、担い手確保・育成への取り組みについて説明した。

また、若手の人職促進、地元業者の育成を目的とした工事を試行していることを明らかにしたうえで、今後さまざまな意見を聞いて新しい試みに取り組んでいくと述べた。

現場の困りごとには
相談ダイヤルを

このあと意見交換に移り、全中建鹿児島からは、建築工事の一般管理費の引き上げをはじめ設計変更の適切な実施、提出書類の簡素化などの要望が出されたほか、土木工事に比べて建築工事に対する発注者の対応が不十分との意見が述べられ、一建築工事を置き去りにしないほしい」とする要望が表明された。

参考内訳書のもと
変更認めない発注者

管理官 当初の設計が変われば、設計変更を行うことになる。鹿児島 運用指針に盛り込まれた週休2日制、技能労働者の確保・育成、平準化の確保もかなり以前から指摘されていた問題だ。その当時から対策を実施していれば、業界はよくなっているはずだ。今ごろになって、なぜという思いがある。

鹿児島 県と意見交換をする際に、さまざまな要望を行うが、県は国が講じていないとして要望を受け入れてくれないものもある。国が対応を変えないと県も変わらない。国は土木と建築を一緒に評価する。建築独自の評価もしてほしい。

管理官 すべての画一的にやるつもりはない。最善の策は何かを常に考えて対応している。変えてほしい点があれば具体的に申し出てほしい。

鹿児島 土木工事の一般管理費が27年4月から引き上げられた。そこで建築工事についても引き上げるよう要望してきた。同年11月に実態調査を行い、その結果をふまえて引き上げるかどうかを検討し、総務・財務・国交省の決裁を経て引き上げられることになるようだが、国交省の営繕部で作業が進められているようなので、引き上げ要望があったことを伝えてほしい。

鹿児島 厚労省、防衛省の工事

鹿児島 建築工事では、内訳書の数量は参考として渡される。そのため、設計変更が生じても、提示したのは参考だという理由で、発注者は変更に応じてくれない。品確法運用指針のなかで適切な設計変更がうたわれているが、参考内訳書のもとで建築工事の設計変更とは何を指すのか。その場合の金額はどうなる

鹿児島 土木工事の一般管理費が27年4月から引き上げられた。そこで建築工事についても引き上げるよう要望してきた。同年11月に実態調査を行い、その結果をふまえて引き上げるかどうかを検討し、総務・財務・国交省の決裁を経て引き上げられることになるようだが、国交省の営繕部で作業が進められているようなので、引き上げ要望があったことを伝えてほしい。

鹿児島 建築工事は1割程度に過ぎない。そのため、国交省の対応は土木中心になるのはやむをえないが、建築を置き去りにしないほしい。建築がどうなっているかを常に確認したうえで、対策を講じてほしい。

鹿児島 建築工事は1割程度に過ぎない。そのため、国交省の対応は土木中心になるのはやむをえないが、建築を置き去りにしないほしい。建築がどうなっているかを常に確認したうえで、対策を講じてほしい。

鹿児島 建築工事は1割程度に過ぎない。そのため、国交省の対応は土木中心になるのはやむをえないが、建築を置き去りにしないほしい。建築がどうなっているかを常に確認したうえで、対策を講じてほしい。

民間工事の
ダンピング防止策を

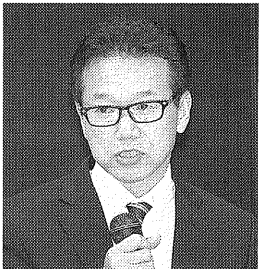
鹿児島 厚労省、防衛省の工事

第3回全国ブロック別意見交換会

山形県建築協会との意見交換

市町村の技術水準 の向上を

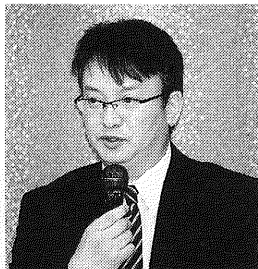
東北地区山形会場の意見交換
会は平成27年11月11日、山形市
のホテルメトロポリタン山形で
山形県建築協会(市村清勝会長)
との間で行われた。全中建本部



市村会長



上原課長



今野課長

探し出し、増額に応じようとしていない。設計変更は採算に大きく影響する。土木と建築は根本的に違つたといつことを前提に対応してほしい。

設計段階で数字をまづめ、さらに予定価格の設定段階で端数整理を行うのは歩切りではないか。こうした点についても、チェックできる仕組みを構築してほしい。運用指針が確実に実施されることを期待している。

民間工事のダンピング防止が手つかずの状態にある。土木系の会社は公共工事の制度で守ら

れているが、民間工事に大きく依存する建築系の会社は自然淘汰が待っているだけだ。建設業法を改正して、民間工事のダンピング防止が図られないか。

また、発注時の平準化だけではなく、完成時の平準化にも配慮してほしい。

課長補佐 発注時期だけではなく、完成時期も含めて議論することになっている。

豊田副会長 中小建設業は、4～6月に発注がないので1年を8～9カ月で生活しているようなものだ。このため、今回のプ

ロック別意見交換会は、平準化の確保、利益の確保の2点に大きな目的を置いて実施している。1つでも解決できればよいと思う。東京はオリンピックを控え、工事が多いようにみられているが、われわれ中小建設業には仕事が続いてきていない。そこで、補助金を活用した耐震化工事に着目して、建築主に提案して活路を見出そうと思っている。

鹿兒島 次回の意見交換会からは、必ず営繕部の出席をお願いしたい。

から土志田領司副会長と押川太典専務理事、山形県建築協会から市村会長はじめ幹部13名、国土交通省から建設業課の三浦逸広入札制度企画指導室長、東北地方整備局企画部の今野敬二技術管理課長、建政部の上原茂樹計画・建設産業課長が出席した。

*

会議の冒頭、土志田副会長が「全中建はこの間、会員の生の声を聞いて、行政に反映してきた。歩切りの撤廃、施工パッケージ型積算方式の改善など活動

つてるように報道されているが、地元で生きている中小企業は、信用第一で仕事をしているので、報道されているようなこととはしない。そのことを発信しないといけない」とあいさつした。

続いて、市村会長は「意見交換の場を設けてもらい、感謝している。本会は建築工事主体の企業を会員に、設立13年目になる。建築の視点からものごとをみているので、担い手3法などに対する受け止め方が異なるところがあるかもしれない。われわれの意見を聞いてほしい」と語った。

被災3県9工種で
見直しも活用方式

このあと、三浦入札制度企画指導室長が「建設業をめぐる現状と課題」をテーマに講演した。同室長はまず基礎杭の問題に触れ、「この問題は原因究明と再発防止が課題だ。事実関係を徹底究明して、住民や利用者の

方々が安心できるよう取り組んでいきたい」と対応状況を説明した。

このあと、資料にもとづいて社会資本整備に取り組む国交省の基本的スタンス、建設業の現状と課題、品確法運用指針の実施状況、担い手確保・育成への取り組みについて述べた。

引き続き、今野技術管理課長

更ガイドラインの適切な運用、設計変更審査会の開催、工事の一時中止の適切な運用、設計変更概算額の提示、工事調整会議の開催、ワンデーレスポンスの取り組み、業務環境の改善の10項目である。

このうち見積もり活用方式の試行は、入札不調・不落となった工事または入札不調・不落が

し、単年度工事は工期が短い
ため、余裕期間を設定してない
ことが多い。余裕期間を設定し
たために年度内に完成できない
場合には国庫債務負担行為を活
用するよう指導していると語っ
た。

また、年度末に集中する工期
の工事の分散を図るため、国庫
債務負担行為の運用や繰り越

完全週休2日制を4工事で実施していることと、これに対する発注者の支援策として設計変更ガイドラインの適切な運用、工事の一時中止の適切な運用、ワンドレーズボンスの取り組みを強化、そのうえで完全週休2日制実施に向けた具体的な問題点を抽出すると語った。

た10項目に及ぶ
適正な工事品質
確保に関するポ
イントを説明し
た。

いつものだが、被災3県については床版工、橋台・橋脚工、交差点改良、土木営繕など9工種は最初から見積もり書を採用するのについている。

設計変更案件となるすべての工事では、設計変更審査会を原則1回以上開催することになっているが、受注者側の誤解や遠

また、品確法の趣旨が直轄の担当者に浸透しきれていないとの声があることから、職員800名、発注者支援の委託者350名が参加した勉強会を開催し、

設計変更ガイド
ラインの基本と
なる事項を整理
したもので、見
積もり活用方式

対象になる。

特別調査単価の公表は、特別調査単価と見積もり徴収結果にもとづく資材単価を情報提供希望のあった企業に公表するも

請は口頭で、しかも何回でもできると語り、その活用を求めた。業務環境の改善として、午後3時以降の業務打ち合わせは行わないこと、休日に作業を行わ

るとともに、今回の品確法の改正は頭を切り替えないと対応ができないため、と勉強会を開催した理由を述べた。

このあと意見交換に移り、山

査単価の公表の
試行、余裕期間
の設定および発
注・施工時期の
平準化、設計変

余裕期間は、実工事期間の30%を超えずに、かつ、4カ月を超えない範囲内で、建設資材、労働者確保を計画的に準備するための期間を設ける措置。しか

に資料作成の依頼を行わないことと、休日明けの日を依頼の期日としないことを決めたことを紹介した。

また、受注者の申し出により

意見が出された。その1つとして、基礎杭のデータ改ざん問題が今後の建築需要の動向に及ぼす影響を懸念する意見が出された。

「予算の範囲内で」
という市町村

意見交換の要旨は次のとおり。

山形県建築協会 改正品確法に
よって建設業界にはフォローの
風が吹いている。これを利用
しない手はない。建設業を再
生させるようにすべきだ。設計
変更について国や県は理解があ
るが、市町村になると専門の

平準化の確保は重要だ。補助事業の工事は3月中に仕上げざるやうに指示され、年度を超えた施工は難しい。工期が厳しい福祉施設関係の工事も多くあるの
で、年度をまたぐ施工がしやすい
ところのほうにうつりまわって。

ツクする制度がない。自治体の発注者の技術レベルを引き上げる工夫を講じてほしい。

指定工法があつて、それを使わざるを得ない。そのため、競争原理が働かなくなつてコストが増大し、われわれの利益を王

部が設計変更ガイドラインを作成して自治体へ浸透を図ろうとしている。

築の発注を行うという問題意識はもっている。

平準化については、翌年度の4月に延ばすことを柔軟に行っている県もある。こうした柔軟な方策を浸透させるよう努力している。

人かいないため、内容を理解できる人がいない。予算の範囲内でやってくれといわれ、阿吽あうんの呼吸で仕事をしているのが実

歩切りが行われているかと三
か、われわれには知りよつがな
い。市町村の工事は設計事務所
が見積もった設計価格が基準と

追する。単価の分からない材料などの割合が大きいので、設計価格の適正さを検証することが必要だ。

えないうとこで、のニストタウををし、互いに満足のいかないズベックになって不幸な事態になっていることがある。そういう

歩切りについては、27年度中の根絶を予定している。28年3月になっても歩切りをしているところとは、自治体名を公表するこ

生の声を行政に

とを考えている。予定価格を決める際に数字を丸めるのはありうるのではないか。

技術管理課長 各県は設計変更ガイドラインを定めているが、今回の改正品確法に対応した内容にはなっていない。国が改正品確法に対応したガイドラインを作成したので、それが自治体に浸透すれば、変わっていくと思う。

地域性を考慮した施工の平準化を

山形 学校や病院などの建築工事は、工期を動かさないといわれる。そのため、最近では技能労働者を確保したうえで、入札に臨むようにしている。

年間を通じて仕事があるわけではない。冬期に民間工事はない。しかし、通年で仕事がないと技能労働者の年収は増えない。仕事があると完成させることに精一杯になって、土・日曜も現場に出ているのが現状だ。週休2日制がうまくいっているところがあれば教えてほしい。

室長 平準化を進めるうえで、地域性があり、積雪への配慮などが必要になる地域もある。発注見通しを細かく進行管理することで、平準化の見通しがつかないかなどについて、都道府県とも議論していきたい。

技術管理課長 工期に間に合わせるため、現場に入るパーテーションを増やして効率アップを図ったり、大型機械などを導入したりといった措置を講じた場合の費用は、発注者が負担することになっている。県や市町村も参考にしてほしいと思っている。

山形 姉妹事件など社会的な問題が起きるたびに建築基準法などが改正され、規制が強化されるという歴史がある。基準の強化にともない、建築確認申請の許可条件が厳しくなると、確認が下りずに建築工事が停滞した。今回の基礎杭の件で、基準は強化されるのか。

室長 学識経験者などで構成する対策委員会が原因究明を進めている。原因が明らかになり、再発防止のために制度改正が必要ということになれば、それに対応した見直しを行うことになる。

再発防止のために、どの部分を改める必要があるのか、また、そこまでの検討に至っていない。対策委員会としては年内に原因究明と再発防止に関する中間報告を出す予定だ。

山形 山形県の建設労働者数は、平成10年の7万9500人がピークで、それが22年には4万8000人となり、34・6%も減少した。年齢別構成では、50歳以上の比率が51・9%、29歳以下は11%で、高齢者の占める比率が高い。若年者の入職を促すため、労働単価を引き上げたい。平準化を図るため、ゼロ県債のような仕組みを市町村に広めてほしい。

室長 労働単価は実勢を調査して決めている。賃金が上がれば、それが調査に反映され、労働単価が上昇することになる。

平準化について、もともと北陸や東北では雪への配慮が求められるので、柔軟な対応へのノウハウがあると思う。そのノウハウを他の自治体とも共有して成果が得られるようにしたい。

余裕工期の考えを民間発注者にも

山形 自治体をはじめとする各発注者に提出する競争入札参加資格申請は、中小業者にとって大きな負担となっているので、国交省が一元管理して、県や市町村がそれを共有するシステム

の導入は考えられないか。建設業は若者があこがれる産業になっていない。若者が入ってこない産業の将来は危うい。女性が入職するようになれば若者も入ってくる。女性が入職する環境整備が必要だ。技能労働者の賃金は増えているが、まだ不十分だ。労働単価は実勢で決まるといえるのは分かるが、年間これだけの収入が必要だという基準を設定して、労働賃金を決められないか。

若者が入ってこない理由の1つは休日が少ないことだ。仕事のやりがいだけでは若者は入ってこない。年収と休日、若者が入職する環境を整えてほしい。

民間工事では工期を短くするよう求められる。公共工事で行われる余裕期間の考えを民間発注者に理解してもらうことが必要だと思ふ。

室長 これから、若者は他産業との奪い合いになる。専門性を身につければ評価される業界にするため、行政、発注者、受注者で問題意識を共有して対応することが必要である。労働賃金は上昇傾向にあり、さらに、社会保険を完備し、長く働くことが将来の安定にもつながるといことが浸透していけば、若者の入職も期待できる。

技術管理課長 適正工期は4週8休、祝日、盆3日、年末年始6日を休日として設定している。それで不稼働率は1・67%。

余裕工期は、現場に入る前の期間で、たとえば設計照査にかける時間、資材を納入するまでの時間などで、この間は技術者の常駐義務はない。実工期に入ると準備期間があるが、余裕期間を設けて工期を厳しくしないように配慮している。たとえば、2班で入る計画が、実際の現場では1班しか入れない場合は工

みやぎ中小建設業協会と意見交換

災害対応の活動と評価を受ける機会を

東北地区(宮城)



宮城会長

東北地区仙台会場の全国ブロック別意見交換会が平成27年11月12日、仙台市の仙台国際ホテルでみやぎ中小建設業協会(宮城洋幸会長)の間で行われた。本部から小野徹副会長と押川太典専務理事、みやぎ中小建設業協会から宮城会長ら幹部17名、国土交通省から建設業課の三浦逸広入札制度企画指導室長、東北地区整備局企画部の今野敬二技術管理課長、建設部の上原茂樹計画・建設産業課長が出席した。



会議の冒頭に小野副会長が次のようにあいさつした。

「先日、福島から仙台へ被災地の現状を見て回ったが、復興が進んでいるものの、まだまだという印象を受けた。明日(27年11月13日)、伊豆半島が津波に襲われた場合を想定した道路啓開に関する会議が開かれる。東日本大震災の教訓を受けての対応だ。」

会社は確保できないと手をあげ以前は受注したあとに協力会社を集めていたが、現在は協力が長くなる。

休日が多くなる。そうすると、日雇いの者の給料が少なくなるのも課題の1つである。

適正な工期が履行されると、

全中建活動の成果が出てい。その1つは歩切りである。根絶に向けて動いているが、私は中建審(27年11月11日開催)で、積算の途中で端数を丸め、予定価格を決めるときにさらに端数切りをしているの、これもやめてほしいと発言した(19面参照)。

国交省は、財務省と協議して年度またぎの国債を200億円確保したと聞いている。これにより4・5月までの施工が可能となる。

設計変更ガイドラインは契約事項

続いて、宮城会長が「当協会は設立して5年4カ月の新しい団体だ。会員数は71社になった。会員は沿岸部から内陸部にかけて散在しており、景気動向は地域によって濃淡がある。この意見交換会では日ごろ考えていることを述べるので、指導してほしい」と述べた。

このあと、三浦入札制度企画指導室長が講演を行った。まず、基礎杭のデータ改ざん問題に

れ、「委員会を設けて原因究明と再発防止に全力をあげて取り組んでいる。住民や利用者の方々に安心してもらえるよう年内に対策をまとめる予定だ」と語った。

「建設業をめぐる現状と課題」をテーマとした講演では、社会資本整備に対する国交省の基本的スタンス、建設業の現状と課題、担い手3法の実施状況、担い手確保・育成への取り組みについて説明した。

引き続き、今野技術管理課長が東北地区整備局企画部でまとめた「適正な工事品質確保に関するポイント」を説明した。このポイントは、改正品確法、運用指針、設計変更ガイドラインの要点をまとめたもので、見積もり活用方式の試行、特別調査単価の公表の試行など10項目で構成されている。

このうち、27年7月に改定された設計変更ガイドラインでは、ガイドライン自体を契約事項として扱うこととし、その旨を特記仕様書に記載すること、設計変更を行う場合には指示書に概算額を参考値として記載することとした。

工事一時中止の適切な運用では「発注者が一時中止の指示を行わなかったため、受注者の現場管理費の増額や配置技術者の専任に支障が生じているケースがある。適切な中止指示が出されない、現場管理費の増額や工期の延長がでなくなるので、施工者は適切な時期に中止を申し出てほしい。中止期間が3カ月を超える場合は、受注者から増加費用に関する見積もりを求め、受発注者協議を行ったうえで、増加費用を算定する」と説明した。

また、追加工事が発生した場合、元請が下請契約をしないまま

ま工事を進め、完成後、見積もりを受け取った際、その金額ではできないという事態が起きている。このトラブルを防ぐために追加・変更の各段階で100万円単位(100万円に満たない場合は10万円単位)の概算額を受・発注者間で協議して合意しておくことにした。

最後に、同局は27年9月1日付で「公共工事発注者支援本部」を設置し、50名の本部員、各工事事務所の副所長らが、発注者だけでなく受注者からの質問に対応できる体制を整えたことと、発注者自体が品確法を理解していないことがあるので、全工事事務所に勉強会の開催を指示。技術者800名、支援業務担当者350名が参加して開催。品確法の理解を深め、受注者の質問に答えられるようにしたことを明らかにした。

このあと意見交換に移り、みやぎ中小建設業協会から建築工事の一般管理費3%の上乗せ、最低制限価格の引き上げ、混合入札の実施、オープンブック入札方式の廃止、入札から落札までの期間短縮などの要望が出されたほか、宮城県との災害協定が締結できないため、災害発生時の対応ができないことから、会員は差別されているのではないかと意見が出された。

意見交換の要旨は次のとおり。

建築も3%上乗せの一般管理費を

みやぎ中小建設業協会 被災3県の土木工事では一般管理費の3%上乗せの措置が講じられている。建築工事でも同様の上乗せをしてほしい。最低制限価格の基準価格を現状の90%前後から95%に引き上げてほしい。ま

第3回全国ブロック別意見交換会

た、予定価格の上限拘束性を廃止してほしい。工事規模に関係なくJVと単体企業の混合入札を認めてほしい。総合評価落札方式の加点となるBCP（事業継続計画）を中小企業が策定するための支援制度を設けてほしい。

室長 一般管理費の3%上乗せは土木工事が先行しているが、現在、営繕部で問題意識をもっている。

最低制限価格制度などの基準
価格を引き上げると、競争の幅が狭くなる。競争を通じて落札者を決定するのが現在の会計法の趣旨だ。したがって、ある程度の競争の幅があるのが最適な姿ではないか。

公契連モデルの最低制限価格
の基準価格は、予定価格の90%弱に設定されている。この公契連モデルに準じて基準を定めている自治体が5割、3割がモデルを上回る水準に設定している。

基準価格は公契連モデルを目安として県の方を味方して決めればよいと思う。低い基準を設けているところがあれば知らせてほしい。

発注者が市場動向にもとづいて積算し、予定価格を作成するのが会計制度の基本だ。その価格から入札に参加する者が自らの競争力、経営状況を加味して入札価格を決め、最低価格提示者が落札者になる。発注者がここから下の範囲内で制限するの

が予定価格制であり、その上限を外すのは難しい。

だが、価格だけでは品質が確保できないということから、技術提案を受けたあとに予定価格を決めるという方法もある。原則は予定価格の範囲内での競争である。

混合入札など、どういった入札制度を採用するかは、発注者の

政策が反映されるパラエティのある世界だ。

小野副会長 BCPは商工会議所につくってもらった。会社で勝手につくれるので、簡単なBCPを作成したほうがよい。

入札から落札までの期間の短縮を

みやぎ 市場単価を採用して積算している工事が多い。見積もり徴収方式を自治体で採用するように指導してほしい。

宮城県はオープンブック方式の入札を実施している。入札時に1次下請の会社名と契約予定金額を提出しなければならず、受注後、それを変更するには特別な事情がない限り、不可能である。この方式の中止を指導してほしい。

仙台市の総合評価落札方式では、入札から落札者決定まで1カ月半かかる。この間、配置予定技術者を動かさず、次の入札に対応できないので、期間の短縮を指導してほしい。また、同一の自治体で2件の入札に参加した場合、一方の入札の辞退は認められるケースがあるが、異なる自治体の工事では辞退できない。入札後の辞退が認められるように指導してほしい。

発注者から渡された図面通りに施工できない場合、図面などの直しは誰が行うのか。

技術管理課長 見積もり徴収方式が適用できるのは、入札不調工事、あるいは以前に不調となった工事が対象だ。舗装工事、交差点、バイパス、歩道などの

工事に手をあげる社は少ない。とくに交通誘導員の確保が厳しく、交通誘導員が必要な工事は希望が少くない。こうした工事は見積もりを徴収する以外に解決の方策はないのかもしれない。自治体も急いで施工しな

ければならない工事では、見積もり徴収方式を採用するのではな

い。最低制限価格については、ダンピング対策を講じるためにガイドラインをつくり始めている県もある。それが浸透していけば改善すると思う。

図面と現場の不整合の場合の措置だが、受注者には与えられた図面などを照査しなければならぬ規定になっている。現場が図面などと異なっていることが確認された場合、または確認するために測量、ボーリングなどが必要となったときは、数量計算、構造計算、測量、ボーリングなどに要する費用は発注者が負担する。照査して変更がない場合は、照査義務の範囲内として受注者負担というように区別している。

みやぎ ストック効果を重視した社会資本整備として、地域のニーズをふまえて、集約・再編に留意して取り組むとはどういふことか。公共工事が少なくなるなかで、われわれは何をやればよいのか。

現在、「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステム」についての検討が進められていると聞くが、将来的にどの方向に進むのか、また、地方の企業がどのように運用できるのか教えてほしい。

不調でも金額や工期を見直す

室長 社会資本の集約・再編は、たとえば、現在、点在する公共施設を建て替え、機能更新する際に、街なかの利便性の高い地区に集中させていくことを想定している。

「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステム」は、誰が運営し、費用負担を誰が行うのか

といった課題がある。制度の基

香川県中小建設業協会、高知県中小建設業協会と意見交換

パッケージ型積算のさらなる改正を

四国地区



佐々木会長

四国地区の全国ブロック別意見交換会は平成27年11月26日、



西野副会長

見交換会は平成27年11月26日、



倉石室長



青木課長補佐

直す、発注時期をずらすといった措置を講じてほしいと思うが、そうしないで発注している。

室長 市町村には十分な技術職員がいないので、ノウハウが足りない。国交省は、公共発注のマネジメントを市町村の立場に立って行うコンサルタントに委託して支援するような事業も行っている。

技術管理課長 直轄工事でも不調となる工事があるが、件数は少なくなっている。不人気なのは設備工事、営繕工事、とくにトンネル協の電気通信設備工事。手をあげてくれない。橋梁の補修工事も不人気で、橋梁工事関係者からは数件まとめて発注してほしいといわれているが、組み合わせ可能な工事があるのかという問題もある。

みやぎ 中小建設業は技術者、技能労働者を毎年新たに確保するのは厳しい。若手技術者を確保しないと評価されないという仕組みは、中小企業にとって死活問題だ。企業規模をふまえた評価を行うようにしてほしい。

また、災害発生時の対応を経営事項審査や総合評価の対象とされる。宮城県でも防災協定による活動を評価しているよう



岡村管理官

工業部・建設関連振興室の倉石誠司室長、青木治課長補佐、同課の山田俊介係長、四国地方整備局企画部の岡村環技術調整管理官、建設部の山田智之建設産業調整官が出席した。

冒頭に豊田副会長が「品確法



の運用指針が27年4月から実施に移された。品確法に盛り込まれた対策は80項目にのぼり、そのすべてを一気に解決することは至難である。全中建設としては、歩切りの撤廃、施工パッケージ型積算方式の改善を重点的に要望し、効果があがっている。いずれも四国から提起された問題だ。適正工期の設定、施工標準化の確保、週休2日制の実施、女性技術者の活用や技能労働者の確保・育成など多くの課題がある。皆さんの協力を得ながら、これらの課題に取り組んでいきたい」とあいさつした。

続いて、佐々木香中建設会長が「小規模工事での施工パッケージ型積算方式が改善されない」と、地元中小建設業の経営が悪化するという危機感があつたので、コンクリート擁壁工を例にとりて改善を要望した。見直ししてもらい、感謝している。しかし、土工、コンクリート打設な

「請け負け」という言葉を死語に

このあと、倉石室長が「建設業をめぐる現状と課題」をテーマに講演。他地区の意見交換会と同様に、社会資本整備に対する国交省の基本的姿勢、建設業の現状と課題、運用指針の実施状況、人材の確保・育成への取り組みについて語った。

生の声を行政に

香中建 現場打ち擁壁工事の施工パッケージ型積算方式は改善されたが、掘削土工、生コン打設の単価は実勢と大きく乖離している。掘削土工の施工パッケージ型積算方式は、100㎡未満の小規模掘削土工と50㎡未満の一般掘削土工の2つに区分される。㎡当たり単価は小規模掘削土工が930円、一般掘削土工が同185円。県内では3000~4000㎡の工事が多い。これらの工事に一般掘削土工の単価が適用されると採算にあわない。小規模掘削土工に該当すると思われる。掘削土工の積算条件を細分化してほしい。

掘削土工の積算条件細分化を

意見交換の要旨は次のとおり。

また、完成検査時の工事関係書類については、中部地方整備局の試行内容を紹介しながら、紙と電子の二重提出は認めず、紙書類の削減を図る。監督職員が事前に確認している書類を中

同技術調整管理官は、これらの改正を県や市町村に紹介したことを明らかにするとともに、適正な契約変更を行い、「請け負け」という言葉を死語にしたい」と語った。

心に検査時には持参不要とする。ことなどを通じて、提出書類の削減を図ることとしている。同技術調整管理官は「各工事事務所で1~2件を試行し、発注側、受注者側から意見を聞いて、より良い方法に変えていく。生産性向上の取り組みの1つとして、無駄な書類はつくらない、つぐらせないという考えで書類の削減を図る」と述べた。

以前は、0.45バックホーによる掘削があったが、施工パッケージ型積算方式が採用されるようになつてなくなった。現場の状況によっては0.45でなければ施工できないところがある。施工パッケージ型積算方式では施工方法や数量によって機種が自動的に決まるが、現場の状況に応じた機種選定をしてほしい。

生コンのポンプ車打設の単価は人力打設より安く計上されている。小規模の場合、ポンプ車打設は採算にあわない。ポンプ車は50㎡以上の打設に採用してほしい。クレーン打設は外注経費が発生するので、1日の打設量が少なく採算があわない。

また、改善措置は国から県、県から市町村へ動いていく。国が旗振りをして周知を図ってほしい。それができない場合、自治体が独自に実施してもよいといってもらえば、県や市はやりやすいと思う。

このあと、意見交換に移り、両協会からは施工パッケージ型積算方式の改善、低入札価格調

低入札価格調査制度などについては、基準価格を予定価格の95%に引き上げるように要望した。整備局は、算定式の現場管理費も一般管理費も現行の数値が限界だ。変更するには新たなファクターが必要として、基準価格の引き上げは難しいことを示した。

施工パッケージ型積算方式については、香中建の要望を受けて、27年度から小型擁壁の単価補正が行われたが、今回は小規模掘削土工の改正を要望した。整備局は、小規模工事のデータを収集することが鍵を握るが、直轄工事では小規模工事が少ないので集めることができないと回答。このため全中として改めて本省に持ち上げて相談する意向を示した。

また、改善措置は国から県、県から市町村へ動いていく。国が旗振りをして周知を図ってほしい。それができない場合、自治体が独自に実施してもよいといってもらえば、県や市はやりやすいと思う。

技術調整管理官 施工パッケージ型積算方式については改善されていると思う。現時点でできることを紹介すると、実態と積算が乖離しているときは、見積もり徴収方式を活用するのが1つの方法だ。

また、点検する工事をまとめて発注する場合、乖離が生じないように1力所ごとに積算し、実態にあった積算を行っている。本日の要望で悩ましいのは、

データが集まっているのかという点だ。0.45のバックホーを多く使用している実態があれば改定が可能かもしれない。そのためには、まずデータを集めることが必要だが、直轄工事ではデータを集めることはできない。市町村工事の歩掛りを調査しないと集まらない。それには見積もりを徴収することだが、いかに市町村のデータを集めるかにかかっている。

ポンプ打設は、1日当たりの打設量の問題だ。1日当たり81㎡を標準として大きい場合、小さい場合、また採算にあつた場合、あわなない場合があるのが、標準歩掛りで、その項目をどこに設けるかがわれわれの仕事だ。データが基本で、その集め方を見直す必要があるが、今後議論することになる。

市町村には施工パッケージ型積算方式の採用を働きかけているが、導入が進んでいない。技術職員がいらないので積み上げ積算方式と施工パッケージ型積算方式を使い分けることができない。したがって、積み上げ積算方式よりも施工パッケージ型積算方式が簡便だ、といわないと普及しない。そのバランスを理解してほしい。

高中建 小規模工事のデータがあるのでは。管理官 あるが、データの数が少ない。豊田副会長 施工パッケージ型積算には、あれもこれも含まれているといわれる。施工パッケージ型積算方式をやめ、積み上げ積算方式を続けてほしいというのが全中建設の考えだ。参考にしてほしい。

香中建 施工パッケージ型積算方式になったら、採算が悪くなつた。積み上げ積算方式に戻してほしい。

押川専務 この問題は改めて本省の技術調査課に要望するので、整備局からも本省にあげてほしい。これが改善されないとい中小建設業は生きていけない。

最低制限価格の引き上げを

高中建 中央公契連モデルの基準を上回って最低制限価格の基準価格を設定している自治体がある。モデルに準拠している自治体が多いので、公契連モデルの基準価格の底上げを図ってほしい。

課長補佐 各自自治体は本年度、歩切りなしで予算を確保している。歩切りはなくなると思う。歩切りに歩切りの仕度だ。データが基本で、その集め方を見直す必要があるが、今後議論することになる。

高中建 中央公契連モデルの基準を上回って最低制限価格の基準価格を設定している自治体がある。モデルに準拠している自治体が多いので、公契連モデルの基準価格の底上げを図ってほしい。

課長補佐 各自自治体は本年度、歩切りなしで予算を確保している。歩切りはなくなると思う。歩切りに歩切りの仕度だ。データが基本で、その集め方を見直す必要があるが、今後議論することになる。

新潟県知事は、理論構成とは別に、県内の建設業者が困っているのあれば、ということと、公契連モデルを上回る92%程度に基準価格を設定している。北陸地方整備局が理論的なバックボーンは何かと聞いたところ、知事は「ない。プラスアルファは政治的加算だ」といった。

しかし、国の場合はそうはいかない。基準の算定式の現場管理費、一般管理費の率は限界にきている。引き上げるには、事故防止のために安全経費が必要とか若年層の割合が高いといった新たな要素を積み増さないと基準の引き上げは難しい。

この制度の基準価格は品質確保ができるかどうかを目的に決められる。そのため、工事成績を細かく分析している。現在のところ、工事成績から見ると基準の見直しを必要とするデータの変化はない。

高中建 直接工事費は工事を進めるうえで必要な経費である。100%ではなぜいけないのか。

高中建 安全性を確保するためには土留め、仮締め切りがない場合に24時間の常時排水を行うが、設計変更をしてくれない。積算基準に選択項目はあるが、どういつとき常時排水を行うのか明示がない。作業時排水の設計のままであれば3倍の費用がかかる。変更を認めてほしい。

管理官 水替えは必要な台数、規模を施工者が確認、それを発注者に報告して、協議することになる。水替えは安全性、経済性を考慮して、作業時排水が常時排水かを検討することにしてはどうか。当初の条件が変われば変更対象となるので、まず発注者と協議する。協議に応じなければ整備局に相談してほしい。

高中建 関係機関との調整や住民説明、用地取得、工事内容によつては、さまざまな工種、構造物などが存在するため、工期内の施工に追われるケースもある。もう少し柔軟に工期設定、工期延長を認めてほしい。

管理官 適正な工期延長については設計変更ガイドラインに記載してある。理由を付して文書で工期延長を請求できることになっている。節目節目に理由を

つけて文書で請求すれば、工期延長でのトラブルは起きない。適正な工期でわれわれが取り組む必要があるのは、労働環境改善のために休日確保すること。この0.9の上限を超えてしまつて。

管理官 23年4月から算定式のなかの現場管理費を0.7から0.8の率に引き上げたが、この際には工事事故を分析して、現場管理費の比率を引き上げない事故が多発するという根拠をつくった。

高中建 安全性を確保するためには土留め、仮締め切りがない場合に24時間の常時排水を行うが、設計変更をしてくれない。積算基準に選択項目はあるが、どういつとき常時排水を行うのか明示がない。作業時排水の設計のままであれば3倍の費用がかかる。変更を認めてほしい。

管理官 水替えは必要な台数、規模を施工者が確認、それを発注者に報告して、協議することになる。水替えは安全性、経済性を考慮して、作業時排水が常時排水かを検討することにしてはどうか。当初の条件が変われば変更対象となるので、まず発注者と協議する。協議に応じなければ整備局に相談してほしい。

高中建 関係機関との調整や住民説明、用地取得、工事内容によつては、さまざまな工種、構造物などが存在するため、工期内の施工に追われるケースもある。もう少し柔軟に工期設定、工期延長を認めてほしい。

管理官 適正な工期延長については設計変更ガイドラインに記載してある。理由を付して文書で工期延長を請求できることになっている。節目節目に理由を

つけて文書で請求すれば、工期延長でのトラブルは起きない。適正な工期でわれわれが取り組む必要があるのは、労働環境改善のために休日確保すること。この0.9の上限を超えてしまつて。

管理官 23年4月から算定式のなかの現場管理費を0.7から0.8の率に引き上げたが、この際には工事事故を分析して、現場管理費の比率を引き上げない事故が多発するという根拠をつくった。

高中建 安全性を確保するためには土留め、仮締め切りがない場合に24時間の常時排水を行うが、設計変更をしてくれない。積算基準に選択項目はあるが、どういつとき常時排水を行うのか明示がない。作業時排水の設計のままであれば3倍の費用がかかる。変更を認めてほしい。

管理官 水替えは必要な台数、規模を施工者が確認、それを発注者に報告して、協議することになる。水替えは安全性、経済性を考慮して、作業時排水が常時排水かを検討することにしてはどうか。当初の条件が変われば変更対象となるので、まず発注者と協議する。協議に応じなければ整備局に相談してほしい。

高中建 関係機関との調整や住民説明、用地取得、工事内容によつては、さまざまな工種、構造物などが存在するため、工期内の施工に追われるケースもある。もう少し柔軟に工期設定、工期延長を認めてほしい。

管理官 適正な工期延長については設計変更ガイドラインに記載してある。理由を付して文書で工期延長を請求できることになっている。節目節目に理由を

つけて文書で請求すれば、工期延長でのトラブルは起きない。適正な工期でわれわれが取り組む必要があるのは、労働環境改善のために休日確保すること。この0.9の上限を超えてしまつて。

管理官 23年4月から算定式のなかの現場管理費を0.7から0.8の率に引き上げたが、この際には工事事故を分析して、現場管理費の比率を引き上げない事故が多発するという根拠をつくった。

第3回全国ブロック別意見交換会

神奈川県中小建設業協会、横浜建設業協会と意見交換

関東地区(神奈川)

適正な工期設定を要望



河崎会長



鈴木技監兼道路部長

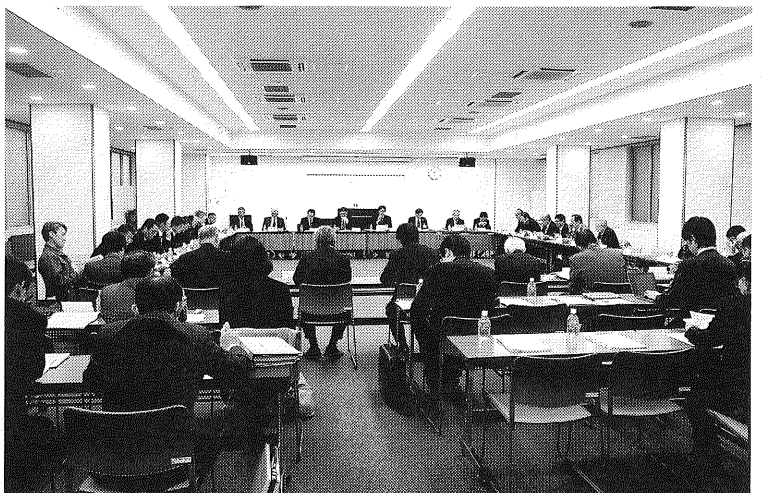
調整官、建設部の下岡建設産業調整官、神奈川県から県土整備局の鈴木祥一技監兼道路部長、柏木剛県土整備管理課長、関天博己都市部技術管理課長が出席、国と神奈川県との幹部が顔をそろえた。

冒頭に土志田副会長が「歩切りの撤廃、工事の端境期解消のための平準化の確保、施工パッケージ型積算方式の改善など成果をあげることができた。この数年、拡大傾向にあった公共事業が縮小しており、逆戻りが憂慮される。公共事業の計画的推進を政治に届くようにしないといけない」とあいさつした。

続いて、河崎会長が「一般競争入札が導入されて業界は苦勞している。担い手3法が施行になったが、この数年間は安値が常態化している。26年、自民党県議団にお願いして最低制限価格の上限を撤廃してもらったが、下限引き上げが行われていない。そのため、利益の出ない工事が多数占めているとされている。もう一つ、くじ引きによる落札は、安定した経営の維持につながらないというところを、県は理解して対応してほしい」と語った。

自治体実績評価型を試行

神奈川県は鈴木技監兼道路部長は「全国的に豪雨が頻発し、



8月から自治体実績評価型の総合評価方式を試行している。直轄工事の受注実績のない企業に、自治体工事の工事成績を評価することで直轄工事の受注機会を与えることを目的に採用した方式で、この3年間に国工事の実績のない13社が入札に参加、3件の工事を落札した。

27年度には、多様な入札契約方式として新たに技術提案交渉方式、担い手の育成・確保の促進を目的とした技術者育成型、技術提案の負担軽減に配慮した成績評価重視型と技術提案簡易評価型をそれぞれ新たに実施することを明らかにした。

下岡建設産業調整官は、社会保険の加入を促進するための法定福利費の内訳明示について、専門工事業界は元請から内訳明示した見積もり書提出の指示が出されない、提出した見積もり書を承認してもらえないといった状況とあって、「社会保険加入にとって必要な措置なので協力してほしい」と語った。

このあと、三浦室長が「建設業をめぐる現状と課題」をテーマに講演、社会資本整備に向けての国交省の基本的姿勢、建設業の現状と課題、担い手3法の運用状況などについて述べた。浅古技術開発調整官は、26年度の入札契約方式の実施状況と27年度の実施方針について説明した。関東地方整備局は、26年

た条件を書くよう求めている。その条件が変わったときは工事一時中止の措置をとって変更する」と述べた。

また、最低制限価格の算定式の一般管理費5%を引き上げるよう要望したのに対し、三浦室長は「現状のまま品質確保ができないという客観的な状況にない段階に進むが、現段階でそこまでいっているのか」と語り、引き上げは難しいことを示唆した。

意見交換の要旨は次のとおり。

設計価格と

実勢価格が乖離

神中建 資材のメーカー価格に割り掛けて設計価格を作成しているが、歩切りにあたらぬのか。

室長 設計価格イコール予定価格でない場合を歩切りであると整理している。指摘されたことは、歩切りの前の積算段階の問題だと思われる。

技術開発調整官 予定価格は実勢価格を反映して適正に定めることにしている。ただ、現場条件を明示しないで見積もりをとると、現場とのずれが生じるときがある。現場に生じるときは、整備局では見積もりをとるときには現場条件を明示している。

自治体には発注者協議会が情報提供して協力を要請している。神奈川県 メーカーからの見積もり価格と設計単価に乖離があるという指摘だと思いが、県では資材単価を設定する際に、物価資料のデータや類似する資材単価を調べるとともに、実勢に則した価格となるよう、売り手の価格と買い手の価格の双方を調べるようにしている。

神中建 見積もり価格が実勢と大幅に異なった場合、変更は可能か。

能か。

神奈川 基本的には設計変更の対象とならないが、製造元が1社しかないような資材では発注者に相談したほうがいい。

神中建 品質法は建設業の利益確保を明記した。企業は利益を確保して、将来の設備投資、不測の事態に備えるための積み立てが不可欠だ。しかし、たとえばテトラポッドの製作コストは7割を生コンが占めるが、その生コンは設計単価では購入できない。建築工事でも、われわれが提出した見積もり額の7〜8割掛けの価格で設計単価を作成している。発注者はどの程度の利益を見込んで積算しているのか。業者はそんなに儲けてどうするか。業者はそんなに儲けてどうするかと利益に対して偏見をもっているのではないか。

室長 発注者が適切な予定価格を設定し、それに対する最低ラインを設けて、事業者が適切な利益を得られるようにする。それが発注者の責務であるという共通認識をもって対応するのが重要である。

神奈川 直接工事費に利益は含まれていない。見積もり単価と実勢単価との乖離を防ぐため、物価資料を使っている。テトラポッドの積算に物価資料などのデータが使えないのであれば、見積もりをとるようになる。見積もりと実勢の乖離をすべて解消するのは難しいが、実勢価格の把握に努めて積算する。

神中建 テトラポッドの製作に使う横須賀の生コン価格は、周辺地域に比べて高い。特別調査単価では買えない。建築工事でわれわれが出した見積もり価格の7〜8割掛けで積算されては困る。次に見積もりを求められれば、われわれも2〜3割増しの価格を出すことになる。それでは、お互いに疑心暗鬼になってしまう。

つてしまつ。

横建協 特別調査単価を神奈川県は公表して積算している。横浜市は公表していない。公表されていけば、その価格で購入できるかどうかを確認して、買えない部分が多い場合は入札を見送ることができる。公表するようには指導できないか。

技術開発調整官 特別調査単価は整備局でも公表していない。歩掛りをとった場合は、競争参加者が積算しやすいように歩掛りを公表している。金額までは公表していない。このことは自治体に情報提供している。

横建協 最低制限価格を推測しながら、仕事ができるかどうかを判断して入札参加を決める。そのためには公表してほしい。

技術開発調整官 実行予算を積算して、そのうえで、この価格なら施工ができるということを入札に臨むのは望ましい姿だ。競争なので無理をせざるを得ない状況もあると思う。予定価格を類推できる情報は提供できない。適切な積算を行うためにどういった情報が提供できるのか検討したい。

工期設定の際は条件を記す

横建協 仕事が増えているなかで技術者が減少している。中小企業は人材確保が難しいので、定年退職者を再雇用している。高齢者の活用を考えないと中小の経営は厳しい。若者や女性だけでなく、高齢者の雇用にも配慮してほしい。

室長 実際問題として、若年者の確保だけで引退する技術者の技能労働者不足を埋めることはできないため、少ない人数でカバーする生産システムの構築が必要だが、専門技能をもつ高齢者の活用も検討課題だ。

神中建 電子納品のための指針を作成してほしい。

技術開発調整官 技術管理や品質管理データなど電子納品に必要なものを整理してあるので提供できる。電子納品は、現場での作業を容易にすることを目的に採用している。

神奈川 工事金額に応じて電子納品を行っている。県がガイドラインを作成しているので活用してほしい。

技術開発調整官 直轄工事で書類の数が多という声を聞く。品質管理のうえで必要な書類の提出を求めている。電子納品と紙による書類の二重納品になっている場合など、書類が多くなっているようだ。電子納品にすれば紙による納品は必要ないことを発注者に確認してほしい。

横建協 県や市も書類の数は多い。検査のための書類が多く、品質確認のための書類は少ないようだ。書類が多いため、現場担当者の仕事が増え、それが技術者不足に拍車をかけている。工期設定の仕方はこれまでとは変わっていない。適正な工期設定という考えは末端の発注者の担当者まで浸透していない。変更は3割以内に収めるというこだわりがCランク工事にある。

週休2日制は夢のまた夢という感じだが、週休2日制の実施に取り組まない人材確保が難しいと思うので、適正な工期設定を進めてほしい。

技術開発調整官 不要な書類は求めないように現場には指示している。工期設定は、設計積算の段階で決める。その際には工期設定した条件を記載するよういつてある。厳しい工期の場合、2班体制で施工することがあるが、その条件が変わって工期が

生の声を行政に

延びるときは、一時中止などの措置をとって変更する。設計変更の額が3割を超えたときには、その理由を示す必要がある。理由を示せば3割を超えても変更が可能だ。3割を超えたら打ち切りという措置は安易に行わないようにしている。

繰り越しを行うときは、事前に財務当局との協議が必要になる。次年度に繰り越し理由を述べ、認められれば、繰り越しができる。そのため、不測の事態が発生した場合には書類に残しておくことが大事だ。市町村にはこの措置を紹介している。

最低制限価格の
上限を撤廃

横建協 歩切りの概念を教える
室長 設計金額を1円でも切っ

て予定価格を定めることを歩切りと整理している。
神奈川県 事故防止の観点から

端数整理を行っている。全部局が端数整理はきわめて少額の範囲内で行うことを申し合わせている。県土整備局の発注でくじ引きとなる工事が3割の水準で推移している。端数整理をやめるとくじ引きがさらに増えるので、はすくじ対策とパッケージで考える必要がある。

横建協 最低制限価格の算定式の一般管理費は55%に引き上げられた。一般管理費は経営の中核となる部分であるので、再引き上げができないか。

室長 低い価格でも発注者が求める品質が確保できる基準として定められるのが基準価格であり、この基準は工事成績など実証的な検討を行って決めている。2年前にこの水準のままで品質確保ができないという検討を行った結果、一般管理費の数値を引き上げた。55%のまま

では品質確保ができないという客観的な状況になれば、次の段階の検討になるが、現段階ではそこまでいっているのかの検証が必要である。

基準価格が公契連モデルを上回る水準に設定している自治体も相当ある。どの水準に基準価格を決めるかは自治体の裁量により決められる。

は、横浜市、川崎市より低い。両市並みに最低制限価格を引き上げてほしい。

神奈川県 両市は公契連モデルに準じて基準価格を設けていると思うが、このモデルは工事金額が高くなれば率も高くなるように設定されている。県は18年度に神奈川方式をつくった。この方式は工事金額が高くなるほど率が低くなるように設定し

全中建広島支部と意見交換

地元企業の活用を要望

中国地区

企画部の猪森正一技術調整管理官、井上和久技術管理課長、建設部の岩船真哉計画・建設産業課長、立岩晃計画・建設産業課長補佐、全中建本部から土志田領司、後藤文好副会長と押川太典専務理事が出席した。

冒頭に土志田副会長が「27年、28年が建設産業再生の年といわれている。改正品確法がわれわれにどれだけ力を与えてくれるか、期待している。歩切りの根絶、施工の平準化、適正な利潤の確保、働く人たちの処遇改善などを含めていろいろな議論が行われているところだ。本日は改正品確法の浸透状況、人材確保・育成方法など皆さんの意見をいただきたい。地方によって問題点が異なるところがあるが、それぞれの現状など生の声を聞いて、それを中央に届ける立場にある」と語ったあと、全中建の最近の活動状況、成果を述べた。

27年度から
積算基準見直し

中国地区の全国ブロック別意見交換会は平成27年12月3日、広島市のKKRホテル広島で全中建広島支部(後藤文好支部長)の幹部26名が出席して開催され、国土交通省から建設市場整備課専門工事業・建設関連産業振興室の倉石誠司室長、中国地方整備局から笠谷雅也建政部長、

た。モデルは最低制限価格を予定価格の0.7~0.9に設定し、これまで上限の0.9を超える場合があったが、0.9で抑えていた。神奈川県はこの0.9の上限を撤廃した。両者は単純に比較できない算定式になっている。

横建協 品確法の趣旨が市町村まで浸透し、地元企業が元気になるように目を向けてほしい。



算基準の改正点などを説明した。

同整備局は、24年度から全国に先駆けて、直轄工事の受注実績がない企業でも3億円未満の工事に県の工事実績で参加できる「地方自治体発注工事の工事実績評価方式」を採用しているが、27年度からは新たに多様な発注方式の1つとして「チャレンジャー型」を試行した。1億円以下の小規模工事で難易度の低い工事を対象に、直轄工事の実績

の少ない企業が受注機会を確保できるよう、施工実績、成績評価などのウエイトを低く抑えて発注するという仕組み。

また、予定価格の適正な設定を行うために、27年4月から積算基準を見直した。土木工事標準歩掛りの改定としては、新規歩掛りの制定(補強土壁工、連続鉄筋コンクリート舗装工)と、維持修繕関

係歩掛りに小規模施工歩掛りを追加(道路打換工、欠損部補修工)した。市街地補正の改正では、大都市以外の密集地における工事の共通仮設費を1.3倍、現場管理費を1.1倍に増やした。

意見交換の要旨は次のとおり。

「高専女子フォーラムin中国」のほか、「建設業人材確保セミナー」「経営力向上セミナー」、中小建設業経営者を対象とした「原価管理セミナー」をそれぞれ開催したことを紹介したあと、同課長は「27年度のセミナーは終了した。28年度もセミナーを開催して建設業を支援するので、開催を希望するセミナーがあれば意見を出してほしい」と述べた。

仕事がないと
人材確保は困難

適正な利潤と人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映するため、一般管理費等率と現場管理費率を改定、3億円の工事で一般管理費等は約20%、現場管理費は5%それぞれ

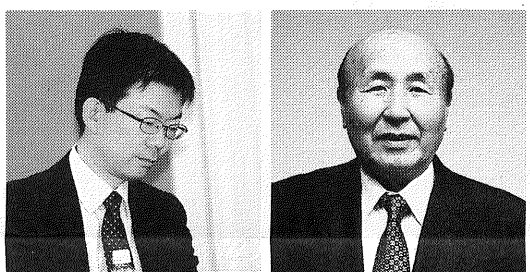
全中建広島支部 歩切りがなくなくなった。しかし、地方には予算がつかないので、道路はデコボコで側溝も詰まったまま。公共事業予算が費用対効果で配分されると、人口の少ない地区には公共事業費が回ってこない。

技術調整管理官 仕事がないと人材の確保ができないという趣旨だと考えるが、県・市町村とも限られた予算のなかで、維持管理を含めて効果的に事業を執行していると思う。継続的な予算の確保について、県や市町村とも意見交換をしてはどうか。

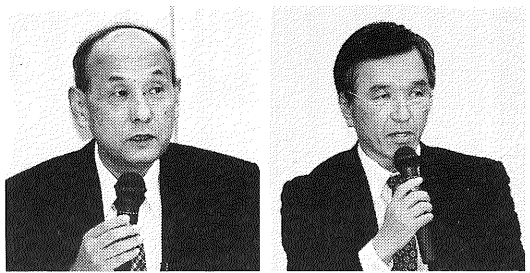
岩船課長 技術管理課長 直轄工事の場合は、理由があれば同等の技術者を充てることで交代ができる。同等の技術者がいないために、認められない、減点されるといふことだと思うが、直轄工事では交代を認めている。県、市町村と協議してみたほうがいい。

広島 直轄の土木Cランク工事は発注件数・金額とも減少して、今後も増加が見込めない状況にあるが、このランクの人材に県外業者が参入し、受注している。それで県内業者の受注が厳しい状況にある。県内の仕事は、県

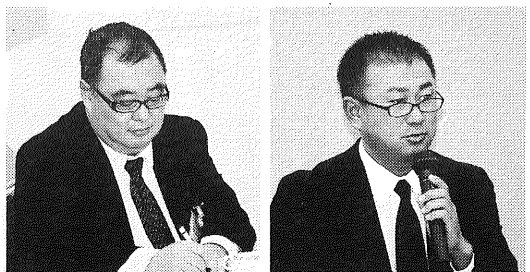
介護休暇、産休が手軽に取得できるようにした。総合評価方式では配置技術者を決めて人札に臨み、受注後もその技術者は変更できない。その技術者が介護休暇や産休を取得したらど



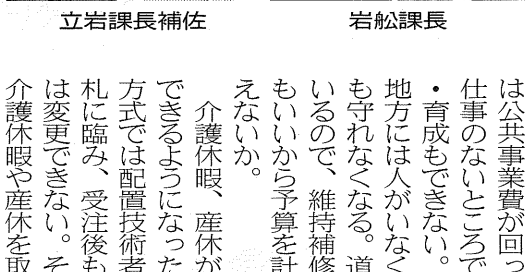
後藤副会長



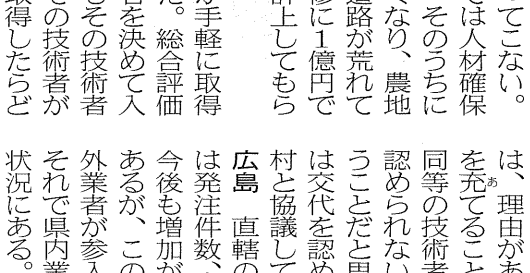
猪森管理官



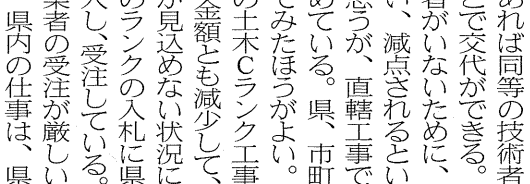
立岩課長補佐



岩船課長



井上課長



笠谷部長

第3回全国ブロック別意見交換会

内企業が受注できる仕組みを設けてほしい。

技術調整管理官 Cランク工事のほとんどは県内の企業が受注している。ただ、競争性の確保が大前提なので、実績のある企業がどの程度いるかを調べ、企業数が足りない場合は県外企業を加えることがある。それで一部の工事では県外企業が受注することはあり得る。

最低制限価格

5%引き上げを

広島 2億円前後の大型物件は県外業者が受注している。地元業者が有利になるよう仕組みを設けてほしい。

最低制限価格の算定式の一般管理費等は55%で設定されているが、この数値は適切なものかどうか。中小建設業は体力が落ちて人材確保ができない状況にある。最低制限価格を予定価格の95%程度に引き上げてほしい。この5%引き上げが経営の問題点を解決してくれる。われわれが市町村などに要望すると、他の自治体も採用していないといわれ、受け入れてもらえない。指導してほしい。

総合評価方式では、施工実績がないと入札に参加できない。そのため、受注者が実績のある業者に偏っている。発注件数が少なくなっている。ますます入札に参加できないという事態が起きている。改善してほしい。

低入札価格調査制度では、極端な低価格の入札者が落札するケースがあり、ダンピング防止策として機能していない。この制度は廃止してほしい。

技術調整管理官 低入札価格調査基準の算定式の一般管理費率等55%という数値は、工事の品質確保ができるかどうかを分析

して決めている。基準価格の引き上げはさまざまな場で要望されているので、提案のあったことは本県に伝える。

実績重視による受注機会の減少といった指摘は直轄工事でもあるため、問題視している。ただ、27年からチャレンジ型として、施工実績の比率を下げ、実績のない企業が入札に参加できる発注方式を試行している。

また、県工事での成績を直轄工事と同等に評価して、県工事では優良な仕事をしている企業には直轄工事の実績がなくても参加できる方式を24年度から試行している。それによって受注した企業もあり、効果があると思っている。

また、ダンピング対策として直轄工事の総合評価方式では、施工体制確認として、低入札価格調査の対象になると、さまざまな資料の提出を求める。その時点で入札者は辞退し、ほとんど落札に至っていない。こうした直轄工事の状況を地区発注者協議会を通じて各発注者にも情報提供している。

建築工事の

経費率の改善を

広島 若者を育成するのに頭を痛めている。以前なら先輩の仕事をみて、それを盗んで仕事を覚えていったものが、いまの若者は教えないと覚えない。1人前になるのに5〜6年もかかり、費用もかなり必要となる。競争が激しいなかで落札率80%程度で受注した2000万〜3000万円の工事でも若者1人に任せられないので、指導者をつけることになり、結果的に技術者2人を現場に投入することになる。この程度の工事では若手育成のために2人を張り付けるのは厳しい。若者を雇用したと

き助成金を受けられるとか、現場管理費に若手育成のための補正係数をかけるようにしてほしい。

建築工事でも土木工事と同等の施工管理を求められる。建築工事は工種、業者数が多く、経費率は極端に低い。物価が上昇して直接工事費がかわらないのに、その直接工事費から現場管理費を捻出して手当てしている。経費率の改善を図ってほしい。それができなければ、土木工事と同様の施工管理を求めないでほしい。

技術調整管理官 先ほど説明した一般管理費等と現場管理費の引き上げは、人材確保・育成に向けた引き上げだ。理解してほしい。

広島 県や市町村にその動きがない。指導してほしい。

技術調整管理官 県や市町村も直轄工事の積算基準を参考にしている。地区発注者協議会を通じて情報提供していく。

室長 若年者の確保・育成は中小企業にとっては厳しいことは承知している。社会的コストとしての負担を考えないといけない。国土交通省としても、育成塾の立ち上げをコーディネートするなど個別の支援を始めている。一方、厚生労働省とも、彼らが所管する各種補助・助成制度とのタイアップについて意見交換を密に行うようにしている。

計画・建設産業課長 建築の経費率については、要望のあったことを営繕部に伝えておく。

適正利潤の確保

と事業量の確保

広島 労務単価が上がって適正利益が確保できるようになった。工事費が上がったことで、全体事業量が減少した感じがす

る。適正な利潤確保と事業量のバランスがとれて、景気回復ができると思う。国土強靱化、地方活性化の実現のためにも、計画的、安定的な予算の確保が重要だが、将来的にどのラインまで予算を確保するつもりか。予算確保が人材の確保につながる。自治体は補助事業工事が多い。会計検査が3月に行われるので3月末工期の工事が多く、週休2日制の実施は難しい。また、技能労働者は日給月給の人が多く、多くの日数を働きたいと考えているので、休みが多くなると技能労働者には厳しい。

技術調整管理官 前払保証会社のデータでは事業量が減少している。それが適正な予定価格の設定によるものかどうかは分からない。この数年、大型の補正予算が組まれたが、26年は小規模だったので、その影響が出てくるかもしれない。

どの水準の予算確保を目指すかというのは難しい問題だ。乱高下が起きないように安定的、継続的に必要な予算を確保していくということだ。各方面の協力を得て予算確保を目指す。

週休2日制について、中国地方整備局は8件の直轄工事で試行している。週休2日は土・日を必ず休むということではなく、週に2日の休日をとるということで行う。

広島 提出書類が多くて、現場の社員は夕方5時から夜中の10〜11時まで書類づくりをやっている。自分の時間がとれないという理由で、会社を辞める社員がいる。簡素化を図ってほしい。

府県ごとに

地域発注者協議会

このあと三浦入札制度企画指導室長が「建設業をめぐる現状と課題」をテーマに講演。社会資本整備に取り組み国交省の基本的な姿勢、建設業の現況、品確法運用指針の実施状況、人材確保への取り組み状況を説明した。

また、村上技術調整管理官は、品確法運用指針の周知徹底を図るために、関係55機関で設置した近畿地域発注者協議会の概要を説明した。

同局は、総合評価方式の周知を図る目的で20年に近畿ブロック発注者協議会を立ち上げた。今回、この協議会を担い手3法への対応を図るために拡充、新たに分科会を設置したほか、府県、市町村、整備局で構成する地域発注者協議会を府県ごとに設けた。市町村のなかには、首長が自ら構成員に加わったところもある。

また、27年9月1日には整備局内に発注者支援本部を設置し、工事事務所の副所長などが自治体の相談に応じる体制を整えた。

同技術調整管理官は「これらの組織を通じて、運用指針の周知、浸透を図る」と語った。

このあと意見交換に移り、全中建設京都から提出書類の簡素化、直轄工事の受注機会の確保、適正な工期設定、追加工事の適正な設計変更などの要望が出された。

全中建設京都と意見交換

発注平準化で魅力ある建設業に

近畿地区(京都)

ワンプラザホテル京都で全中建設京都の山田孝司理事長ら幹部13名が出席して行われた。同日は、国土交通省から建設業課の三浦逸広入札制度企画指導室長、近畿地方整備局企画部の村上敏章技術調整管理官、建設部の堀井英則建設産業課長、全中建設本部から松井守夫会長と押川太典専務理事が出席した。

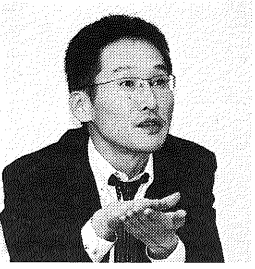
冒頭に松井会長が「会員の皆さんの生の声を聞いて、それを行政に反映するため、意見交換会を開催している。全中建設が要望していた歩切り撤廃は国交省が指導を強化したことによって根絶に近い状態になった。国交省に感謝している。公共事



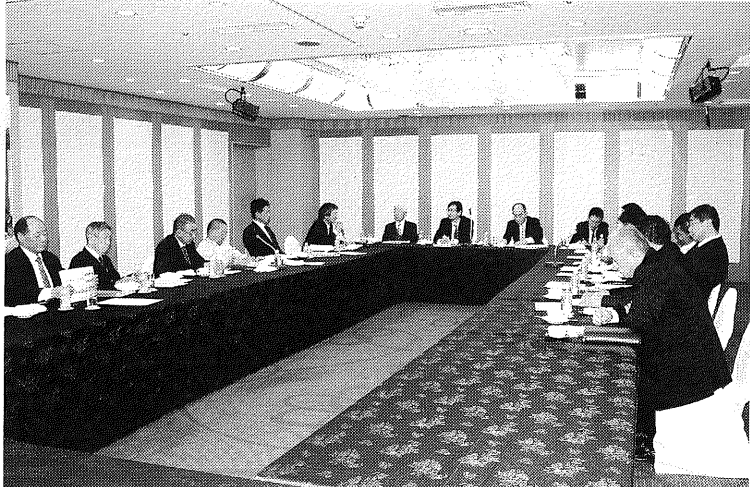
山田理事長



村上管理官



堀井課長



エパッケージ型積算方式のさらなる改正、労務単価の引き上げなどを自民党や国交省に要望した。これから地域住民の先頭に立って安全・安心を守る地場産業としての役割を果たしていく」とあいさつした。

続いて山田理事長が「京都はいま観光で賑わっているが、その好況感も建設業に及んでいない。道路が狭いため、至るところで渋滞が起きているのが悩

生の声を行政に

意見交換の要旨は次のとおり。

国と地方の
格付けの統一を

全中建設部 府や市にお願いして、一時期、提出書類が減ったが、また増えてきた。簡素化を指導してほしい。

われわれは市の工事の受注が主体だが、中小建設業者は国の工事になかなか参加できない。国の工事の場合、入札参加者は土木も建築も5〜10社程度だが、府や市の工事になると30社も参加する。国は総合評価方式を採用しているが、参加できるのは実績のある業者に限られる。

国と地方の格付けを統一すれば、地元企業の受注機会が増えることになる。格付けに応じて入札に参加できる仕組みを考えてほしい。

室長 都道府県の格付けは千差万別だ。都道府県は工事の適切な施工の確保と地元企業の育成という2つの考えのバランスをとりながら、格付けを行っている。国と地方とは観点が違う。総合評価方式は、価格一辺倒の競争では品質確保に懸念が生じるので、技術提案、施工体制確保、地域貢献など価格では評価できない企業の取り組みを発注者がきめ細かく見ていくというもので、その分、事務負担も増えている面があると思われる。

紙との二重納品が
必要ない電子納品

技術調整管理官 現場担当者は品質を証明するため、書類を作成しなければならぬ。そのため、必要な書類の一覧表をつくり、書類を作成してもらっている。書類を必要、不必要なものに判別し、必要な書類は作成するという考えだ。検査のときに書類がなければ、その理由を説明すればよい。現場には書類の多さで成績を判断しないよう指示している。電子納品では、目次ぐらいは紙で示してほしいというのが本音だが、紙との二重提出は必要ないといっている。

総合評価方式についてはチャレンジ型、若手活用型として直轄工事の実績をあまり重視しない方式を試行している。

京都 府や市で直轄工事と類似の工事を手がけているが、評価してもらえないか。

技術調整管理官 チャレンジ型は、近畿2府5県や4政令市の同種の工事76点以上の成績があれば参加できる。

自治体間で点数のつけ方に違いがあったので、その調整を行った。26年末に統一できたので、実施に移した。現在、この方式で受注した企業にアンケート調査を行っている。品質確保ができたかがポイントで、結果に関心をもっている。

着工が遅れても
工期は延ばさない

工期は延ばさない

京都 府や市、市の工事76点以上の成績があれば、直轄工事に参加することが可能とのことだが、若手技術者を使って76点をとろうとしても、実績のない若手技術者には点数をとる術がない。

単年度工事の工期は3月末までしか延ばせない。そのため、工事は3月に集中する。着工が遅れても工期を延ばしてくれない。追加工事が発生しても3割の壁があって、増加金額が3割を超えているのに27%で切られたことがある。季節のいい春に仕事がない。3月末工期を5月

まで延ばしてくれればよい仕事ができる。

技術調整管理官 チャレンジ型は技術者の実績は問わない。企業としての工事成績が76点以上あれば、参加できる。若手技術者が監理技術者資格証を持つていれば現場に入って結構である。

3割は都市伝説になっている。

土木工事は変更が付きもので変更するのは当然だ。3割という数値は、社会通念上、許される変更の割合合いではないかと考えている。しかし、変更額が5割になっても事情をきちんと言明できるのであれば変更する。このことは設計変更ガイドラインに明記されている。

ただ、予算の枠があるので変更が無尽蔵にならないよう、3割以内に収めてほしいというケースがあるかもしれない。施工者が工事を勝手にやったといわれたいよう変更部分を書面で残し、指示を受けるようにしてほしい。

前年度に設計・積算
新年度に発注

前年度に設計・積算
新年度に発注

京都 現場を知らない人が当初の設計を行っている。施工者が図面を描いて提出することになるが、その際、変更の指示書を出してほしいと申し入れても、返事が返ってこない。返ってくるのは検査前だ。変更時の3割の壁もある。発注者は現場の生の声を吸い上げてほしい。

単年度予算の事業は、設計、積算、入札という手続きを6月と、小規模工事の発注は10〜11月になり、3月末の工期になる。府や市ではそういう工事が多い。設計を2年間有効とすれば、無理に10〜11月に発注しない

で、翌年の4〜5月に発注できるのではない。

耐震化工事などは、一定期間に集中して発注される。施工する業者が限定されるので、技能労働者の奪い合いが起き、あとから受注した業者ほど技能労働者の確保に苦労する。ところが、こうした工事は永遠に続くものではないので、仕事は減少して、やがて技能労働者は仕事を失う。

集中発注は一時期は仕事があるが、いずれ仕事はなくなる。

それで魅力ある建設業にはならない。計画的に発注できないか。

室長 前年度に詳細設計、積算まで行い、4月に新単価を入れ、4〜6月に早期発注する自治体がある。そうした前倒し発注の事例を紹介する取り組みも行っている。

防災、耐震化、アスベスト除去など国民の安全、健康、安心につながる事業については、集中的に予算がつくことがある。

そのため、現場ではタイトな状況が生まれる場合があるかもしれない。

これは汎用性のある裾野の広い分野の技術で、事業の潜在的なボリュームは広がっている。技能労働者の実績や経験はいずれ生かされる。事業量のピークと施工能力のミスマッチがあるのは事実だが、必要となる分野である。

総合評価方式の
工事の細分化を

京都 6000万円の工事なら2000万円程度に細分化して、総合評価方式のハードルを下げてほしい。

TTP交渉がまとまったが、公共事業の扱いはどうなったのか。

1〜2日で終了する小規模修繕工事で施工体制台帳の提出を求められた。下請1社、1人親方でできる工事でも台帳は求められるのか。

室長 内外無差別のWTOルールが適用されると思われるが、海外企業は、そのルールで適用国が増えることはあると思われる。

建設産業課長 すべての直轄工事で施工体制台帳の提出を求め、台帳ベースで社会保険未加入者をチェックすることにした。それで1次下請にも台帳の作成を求めている。

京都 中型の自動車免許を取得

するための助成を受けることはできないか。

室長 一般的に人材教育に対する助成のメニューについては厚労省で用意している。

基礎杭問題で
着工中止も

京都 27年10月、市営住宅の工事を受注したが、基礎杭の問題で報道されている企業が基礎杭の工事を施工したので、現在、着工できないでいる。技術者を配置したまま28年1月中旬まで中止がかかっている状態だ。今後、この問題はどのような状況になるのか。

室長 杭工事については、安全確認を順次進めているところである。

京都 500万円以下の工事は建設業許可がなくても施工できる。施工するためには技術が必要なので、工事を行う者はすべて建設業許可を受けようとするべきではないか。

室長 個人住宅のリフォームなどについては、許可基準を引き下げるには適正に運用できるかの検討が必要になる。住宅の紛争については、これまで瑕疵担保、紛争処理といった民事のルールをつくってきた。

室長 土曜・日曜日は休みたい。もっと人件費を上げないと導入は無理だ。会社がつぶれる。人件費が上がれば有給休暇を与えられる。社員にアンケートをとったところ、管理部門と現場担当の反応が異なった。土曜日に働ける現場をつくらしてほしいという技能労働者がいて、それができればほかの会社に行く」と主張された。

近畿地区(大阪)



三原会長

大阪府中小建設業協会と意見交換

最低制限価格の
引き上げを求める

見交換会を開催した。同日は大阪府中小建設業協会から三原金一会長をはじめ幹部11名、国土交通省から建設業課の三浦逸広入札制度企画指導室長、近畿地方整備局企画部の村上敏章技術調整管理官、建設部の堀井英則建設産業課長、全中建設本部から松井守夫会長と押川太典専務理事がそれぞれ出席した。

景気回復の
実感がない中小

冒頭に松井会長が「意見交換会の開催は今回で3回目だ。会員の皆さんの生の声を聞き、行政に反映して成果をあげることができた。事業量の確保、施工



建は、地域住民の安全・安心を守る地場産業としての役割を果たしている。支障をお願います」とあいさつした。

平準化の確保、歩切りの撤廃、施工パッケージ積算方式のさらなる改正、労務単価の引き上げなどまだまだ解決の必要な課題がある。全中建設は27年10月6日、これらの課題解決を自民党、国土交通省へ要望した。12月9日には、全国知事会、全国市町村会などへ同様の要望を行う。全中

生の声を行政に

第3回全国ブロック別意見交換会

取り組み状況を説明した。
村上技術調整管理官は、品確法運用指針を管内の自治体や国の出先機関へ周知徹底するため

意見交換の要旨は次のとおり。

製造業並みの
労務単価を

大中建 市町村になると部内に技術者がいないため、一式工事の内容が分かる担当者がいな

まで労務単価をさらに引き上げてほしい。担い手3法に関連して建設業団体として行う必要があることは何か。

発注者・元請・
下請が一丸に

室長 「給料」や、休日を含めた「福利厚生」、専門性が高まり、それがスキルアップにつながるという「希望」の3つの要素が揃えば、若者も入って

査直前になって「1次下請業者は社会保険加入業者でなければならぬ。当然、対応できているはずだ」といわれた。事前にある程度の猶予期間を設けたうえでの措置であれば理解できるが、突然いわれ、混乱している。

災害協定の
加点に差別化を

大中建 当協会からの退会者が増え、入会者がいない。団体の求心力が低下しているためと思われ。経営事項審査では災害協定を締結している企業には1点加点している。商工会に加入しているだけでも加点される。行政書士に聞いた話だが、災害時に老人を見回る2、3人のグループでも加点されるとい

国土交通・総務両省が行った平成27年11月の調査によると、慣例や予算削減などを理由とする歩切りが27年度内にほぼ根絶されることが分かった。全国ブロック別意見交換会など全中建が25年から実施してきた要望活動が実った。

適正な積算にもとづく設計書金額を切り下げる歩切りが品確法に反する違法行為と明文化されたのは、26年9月の閣議決定「改正入札契約適正化指針」だった。国交省はその後、歩切りの違法性を明確化したほか、定義を定めて全自治体の実態調査に着手したのが同年12月。この間、長年にわたって慣習として横行していた歩切りの根絶に向けて、早くもめどがついた。

今回の個別聴取は、27年7月の調査の際、具体的な時期などを示さず「見直しに向けて対応を」

見直す予定のない3町村には、県と調整のうえで国交省担当者が出向いて、担い手3法の趣旨などを首長らに説明し、廃止を働きかける。

全中建の活動が実る

歩切り根絶へ残すは3町村

を検討」と回答した34自治体、現状維持など「その他」とした16自治体を対象にした。

国交省は、予定価格の漏洩を防ぐため、ランダム係数をかけている場合、事務の効率化を目的に端数を切り下げているケー

果、「見直す予定なし」は全国で3町村を残すだけとなった。

入指導状況の最新版(24年11月(27年9月)を公表した。この間に受け付けた建設業許可更新や経営事項審査などの申請件数は37万3423件で、このうちの32万6661件(87.5%)が申請時点ですでに加入していた。指導件数は4万6762件(12.5%)。指導を受けて加入した件数も含めると、34万3140件(91.9%)の加入が確認された。

ブロックごとの加入率は、四国は98.4%、北陸と九州・沖縄が97.1%、中国は96.7%、北海道は94.0%、近畿は93.5%、中部は89.7%、関東はもっとも低く85.2%となっている。

加入率90%超える

社会保険

国土交通省は平成27年12月、社会保険未加入業者に対する加

入指導状況の最新版(24年11月(27年9月)を公表した。この間に受け付けた建設業許可更新や経営事項審査などの申請件数は37万3423件で、このうちの32万6661件(87.5%)が申請時点ですでに加入していた。指導件数は4万6762件(12.5%)。指導を受けて加入した件数も含めると、34万3140件(91.9%)の加入が確認された。

既加入率の推移をみると、26年4月(9月)は82.7%、26年10月(27年3月)は86.2%、27年4(9月)は88.0%だった。国の直轄工事における未加入業者の排除措置や全国での説明会開催などの取り組みが功を奏した。

指導を行った4万6762件のうち、35.2%にあたる1万6479件は指導を受けて社会保険に加入した。一方、45.6

横建協が経営改革研修会

涌井教授が講演

横濱建設業協会(土志田領司会長、全中建副会長)は平成27年10月19日、横浜市中区のホテルで建設業経営改革研修会を開き、東京都市大学環境情報学部環境情報学科の涌井史郎教授が「環境革新の時代と建設業」をテーマに講演した。

土志田会長は冒頭、同協会が過去に「横浜G30」(ごみの排出量を30%減らす運動)や「3R夢」(リサイクルなどを進めてごみの排出量を削減する運動)などの活動を横浜市とともに展開してきたことをあげ、「これまでの大量消費社会を見直す時期がきている。きょうは環境に負荷をかけない社会を構築するヒントを涌井先生から教えてもらいたい機会だ」とあいさつした。

室長 予定価格や最低制限価格を発注者が事前に公表するのは、それぞれの自治体の過去の経緯もある。ある自治体は漏洩防止対策をシステム化し、情報特定の職員に集中しないようにしている。そのように改革しながら、事前公表をやめている自治体もある。

大中建 設計労務単価の引き上げは、人材の確保・育成に効果があったと思う。製造業の水

大中建 歩切りの定義を教えてほしい。

室長 制度として、設計金額を1円でも切れば歩切りになる。設計金額イコール予定価格だ。大中建 国の方針であるという

大中建 大阪府は国の地方交付金をもっとも低いと聞くが、ほんとつか。他県に比べて道路、河川とも止まっている工事が多いように思

大中建 大阪府は国の地方交付金をもっとも低いと聞くが、ほんとつか。他県に比べて道路、河川とも止まっている工事が多いように思

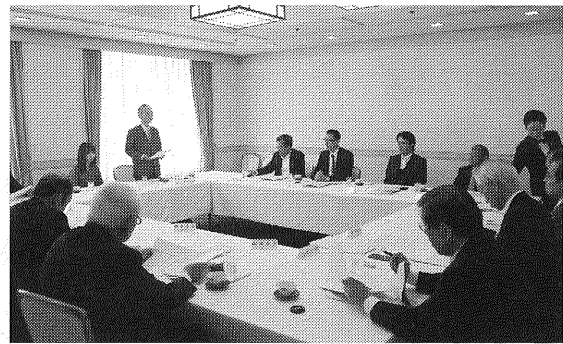
大中建 大阪府は国の地方交付金をもっとも低いと聞くが、ほんとつか。他県に比べて道路、河川とも止まっている工事が多いように思

大中建 大阪府は国の地方交付金をもっとも低いと聞くが、ほんとつか。他県に比べて道路、河川とも止まっている工事が多いように思

技能者の経験蓄積システムを検討 パッケージ型積算の改善は不十分

土木委員会

平成27年度土木委員会(朝日啓夫委員長)が10月23日、東京・竹橋のK



の積算体系は施工実態にあわないう面があり、改善を求める必要があると思つて「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築」について検討した。

このあと、議事に入り、官民コンソーシアムで具体的な議論が行われている「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステム」について検討した。

まず荒井課長補佐が制度の概要について説明した。

このシステムを設ける目的について、技能労働者の処遇改善、建設生産システムにおける生産性の向上をあげた。また、パッケージ型積算方式の修正が行われた。しかし、まだまだ不十分なところがある。また、既存構造物の長寿命化を図る工事が発注されているが、そ

の積算体系は施工実態にあわないう面があり、改善を求める必要があると思つて「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築」について検討した。

このあと、議事に入り、官民コンソーシアムで具体的な議論が行われている「建設技能労働者の経験が蓄積されるシステム」について検討した。

まず荒井課長補佐が制度の概要について説明した。

このシステムを設ける目的について、技能労働者の処遇改善、建設生産システムにおける生産性の向上をあげた。また、パッケージ型積算方式の修正が行われた。しかし、まだまだ不十分なところがある。また、既存構造物の長寿命化を図る工事が発注されているが、そ

中建審で小野副会長が要望 端数整理の歩切りも根絶へ

中央建設業審議会(中建)の総会が平成27年11月11日に開催され、全



中建の小野徹副会長が出席し、国土交通省が改正品確法の運用指針の趣旨を自治体に浸透させるため設置したブロック別発注者協議会について要望した。

同副会長は、発注者協議会が「歩切りの根絶」を掲げたことを高く評価した。



また、自治体によって総合評価方式を年々1回実施している「総合評価方式を採用している」という発言が聞かれるが、これも品確法の趣旨である価格と品質の総合評価方式の精神が十分に貫かれていないと指摘した。

さらに、契約規則で「予定価格の事前公表はしない」としながらも、「前項の規定にかかわらず、市町長は必要があると認めるときは、入札前に予定価格を公表することがある」という条文がある自治体が存在する

合評価方式を採用している」という発言が聞かれるが、これも品確法の趣旨である価格と品質の総合評価方式の精神が十分に貫かれていないと指摘した。

また、自治体によって総合評価方式を年々1回実施している「総合評価方式を採用している」という発言が聞かれるが、これも品確法の趣旨である価格と品質の総合評価方式の精神が十分に貫かれていないと指摘した。

また、自治体によって総合評価方式を年々1回実施している「総合評価方式を採用している」という発言が聞かれるが、これも品確法の趣旨である価格と品質の総合評価方式の精神が十分に貫かれていないと指摘した。

また、自治体によって総合評価方式を年々1回実施している「総合評価方式を採用している」という発言が聞かれるが、これも品確法の趣旨である価格と品質の総合評価方式の精神が十分に貫かれていないと指摘した。

マイナンバー制度

組織的・人的・物理的・技術的 4側面から安全管理措置

永島公孝氏(税理士)が講演



永島公孝氏が「マイナンバー制度の概要」をテーマに行った講演の要旨は次のとおり。

平成28年1月からマイナンバー制度の活用が開始取得届」など税、社会

永島公孝氏が「マイナンバー制度の概要」をテーマに行った講演の要旨は次のとおり。

平成28年1月からマイナンバー制度の活用が開始取得届」など税、社会



荒井課長補佐にとつては、技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築について検討した。

荒井課長補佐にとつては、技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築について検討した。

荒井課長補佐にとつては、技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築について検討した。

荒井課長補佐にとつては、技能労働者の経験が蓄積されるシステムの構築について検討した。

事務局メンバー登場

(一社)沖縄県中小建設業協会

県内の建設業界においては、自由度の高い一括交付金などの財源の確保により、工事は増加しました。

しかしながら、人件費および土木・建築資材などの高騰により、採算が合わない工事も増加しています。

また、型枠工、鉄筋工などの人材不足も慢性化しており、依然として深刻な状況であります。

沖縄県建設産業ビジョン推進委員会および建設産業アクションプログラム(前期・後期)

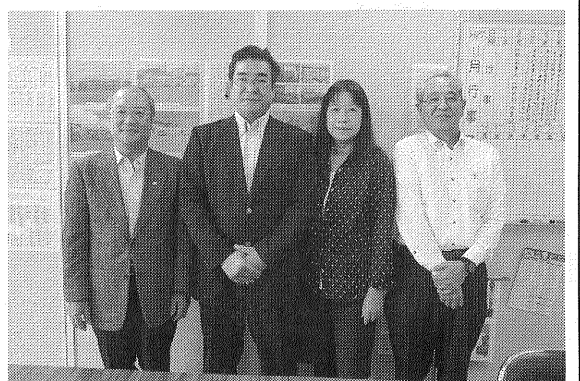
推進委員会などにも参加して、審議検討を重ねています。

今後とも、全中建と連携し、地域の安全・安心を守る沖縄県中小建設業協会会員の力になれるよう微力ながら全力で取り組んでいきます。

川満将高氏(事務局長)：2年目を迎えました。沖縄県中小建設業協会会員のため頑張っています。

嘉数伝氏(事務局補佐)：明るい職場づくりを心がけています。カラオケ、泡盛が大好きです。

玉城弘子さん(事務局主査)：沖中建の主担当です。カフェ、カラオケ大好きです。



左から川満氏、赤嶺会長、玉城さん、嘉数氏

